

沖ノ島研究

第四号

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

平成三十年三月

沖ノ島研究

第四号

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

平成三十年三月

沖ノ島研究 第四号 目次

《論文》

(特別寄稿)

沖ノ島から神社の起源を考える……………西谷 正……………1

七世紀における遣唐使の航海と沖ノ島祭祀の変遷……………大高 広和……………9

「前方後円墳の終焉」から見た胸肩君……………小嶋 篤……………19

中世における宗像神信仰の展開……………野木 雄大……………41

《資料紹介》

下高宮を中心とした辺津宮境内発見の祭祀品について……………福嶋 真貴子……………53

《調査報告》

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇一七年度調査概要……………59

沖ノ島から神社の起源を考える

西谷 正

はじめに

沖ノ島における古代祭祀は、よく知られるように、巨岩群一帯で四世紀後半から九世紀末まで約五〇〇年間にわたって齋行された。その間、岩上から岩陰、半岩陰・半露天を経て、露天へと祭場が、また、各祭場に奉獻された文物がそれぞれの時代性を示しながら四段階を経て変遷することも周知のとおりである。

そのうち、最終段階に当たる八〜九世紀の露天祭祀は、それまでの沖ノ島だけではなく、新たに大島と本土部の田島でも行われた。つまり、この段階では、三カ所で露天祭祀が齋行されたのである。

一方、『古事記』と『日本書紀』にはそれぞれ胸形之奥津宮・中津宮・邊津宮と、遠瀛・中瀛・海濱と記載されている。そこで、三カ所の露天祭祀と三宮の関係を検討する中で、沖ノ島古代祭祀における自然崇拜から小祀の誕生へとという、信仰もしくは祭祀の実像、そして、神社の起源の問題にも迫りたいと思う。

一、沖ノ島における露天祭祀

沖ノ島における祭祀形態の特徴は、巨岩群一帯を祭場としている点にある。このことはいうまでもなく、巨岩を磐座として、そこに神々が降臨されると考え、その神々に祈りを捧げるといふ、いわば自然崇拜の形態をとっている。

それに対して、上述の三宮の成立は、田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神という三女神に象徴される人格神の誕生と密接な関係にあるといえるのではなからうか。そして、三宮の宮という以上は、何らかの建造物を意味すると考える。この点については、すでに「古事記に宮號が見えてゐるのは、同書の編纂された奈良時代初期には、「宮」と呼ばれるにふさはしい神祠があつたであろうことを推察せしめる」という指摘がある⁽¹⁾。

ここで、宗像神社沖津宮に関する社記、つまり寛政六年（一七九四）に黒田藩の警備役として沖ノ島に渡った国学者・青柳種信の『防人日記』⁽²⁾の中に、『風土記』逸文に当たる筑前国宗像郡の記述があるのが参考になる。すなわち、「西海道風土記に曰はく、宗像の大神、天降りまして埴門山に居給ひし時、青蕤の玉（一本に八尺蕤紫玉とあり）を奥津宮の表に置き、

八尺瓊の紫の玉を中津宮の表に置き、八咫の鏡を邊宮の表に置いて、この三つの表を神體の形と成して三つの宮に納め、すなはち納隠り給ひき。因りて、身形の郡といふ。後の人改めて宗像といひき。」⁽³⁾と見える。この記事からは、奥津宮・中津宮・邊津宮のご神体がそれぞれ青蕤玉・八尺瓊紫玉・八咫鏡であったことを意味しよう。そして、それら三つのご神体を納める三宮、いい換えると小祀が誕生していたことを示すと考える。この点についても、すでに「これらの神體を奉安するに足る社殿(或は寶殿)が、構造の大小は別としても、恐らくは奈良時代、否それ以前において存したであらうことは推測するに難くない。」⁽²⁾という指摘がある。ここで小祀というのは、現在、沖ノ島の沖津宮拝殿の南に10メートル弱の地点に建ち、天照大神を祀る末社のような建造物を具体的なイメージとして考えている。そこで、沖ノ島における露天祭祀の一号遺跡を見ると、祭場の中心部と見られる3・C調査区から2・C区にかけて大石が存在し、そこに続く3・B、2・D、2・E区では葺石状に角礫を敷き、やや大形の石を並べて区画が形づくられている。そのことから、斜面の低い側では葺石して祭壇の輪郭を形づくっていたと考えられるにいたった⁽⁴⁾。これらの大石や敷石などを遺構と考え、祭壇と解釈することは、一つの解釈である。しかし、筆者はそれらの遺構に、むしろ小祀の基壇の可能性を考えたいのである。

二、社殿の成立

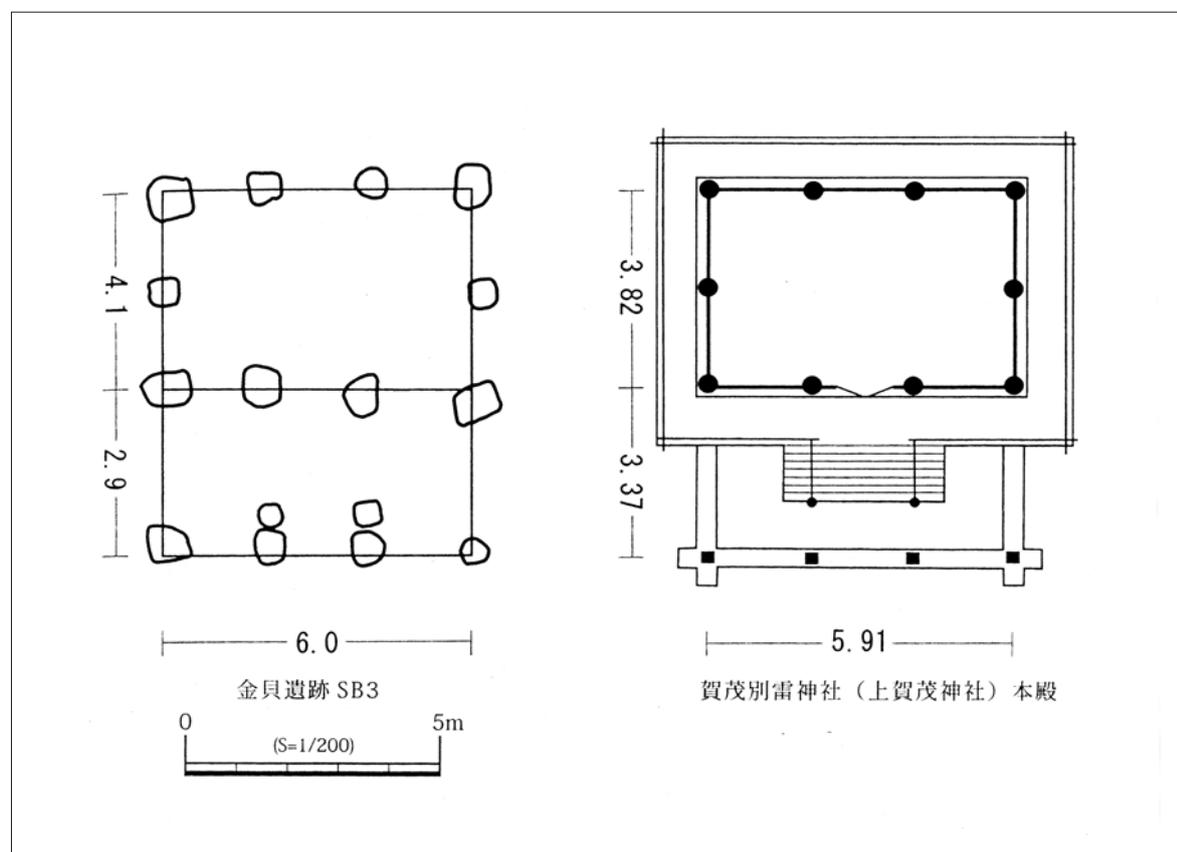
いま述べたような小祀が、どのようにして現在に見るような社殿の成立

へと発展するのであろうか。宗像大社⁽⁵⁾における現存最古の社殿建築は、中津宮のそれで、室町時代末期の永祿九年(一五六六)にさかのぼるともいわれる一方、建築史的には裏付けが取れない⁽⁶⁾。現状で確実にいえるのは、辺津宮の本殿で、天正六年(一五七八)の建造である。ちなみに、九州最古の例は、太宰府天満宮末社の志賀社であり、志加大明神と綿津見三柱神を祀るが、室町時代中期の長祿二年(一四五八)の建造になる。一方、文献記録でいうと、まず、『令集解』所引の養老七年(七二三)十一月十六日の太政官の処分によると、宗像郡が神郡つまり宗像一郡が神社の神戸となつている。このことから、社殿の構造はかなり具備していた⁽⁷⁾と推測される。ついで、『宗像社造営代々流記』は宝龜七年(七七六)に、「廢所社」つまり既存の社が荒廢したので新たに改築されたと記す。

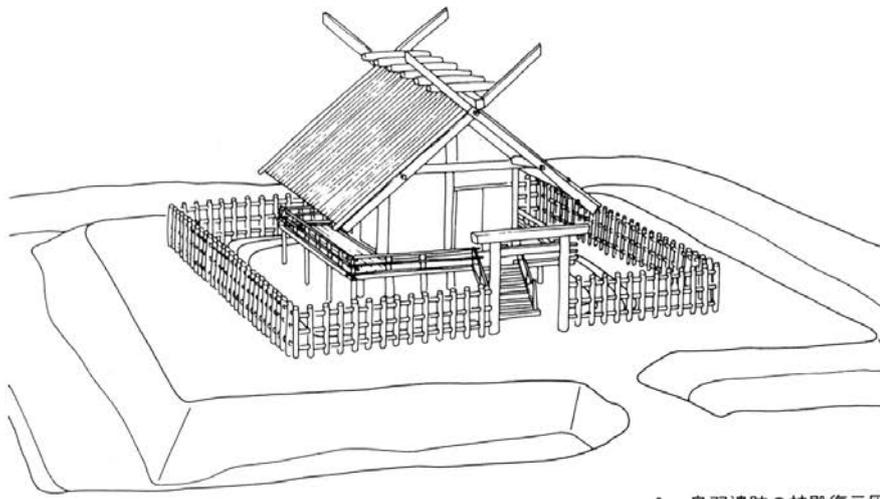
『宗像社造営代々流記』はまた、天仁二年(一一〇九)の社殿焼失を記すが、平安時代末期の『中右記』は元永二年(一一一九)に宮司によって社殿が造営されたという。『中右記』はまた、長承二年(一一三三)五月二十八日の条に見える長承元年九月十一日の社殿の再度の炎上を伝える⁽⁷⁾。このように見ると、まず、八世紀前半に社殿が成立していた可能性がある。それが、十二世紀初めに焼失している。それまでの四〇〇年近い間には、老朽化に伴う改築や、記録には残っていないが火災などによる被災なども当然のこととして想定されるが、資(史)料的には知る術がない。

ここで、社殿の成立に関して、文献記録を広く渉獵すると、古くは『日本書紀』の欽明天皇十六年(五五五)二月の条に、「神の宮を修ひ理めて、神の靈を祭り奉らば、國昌盛えぬべし。」⁽⁸⁾とある神の宮つまり社殿の修

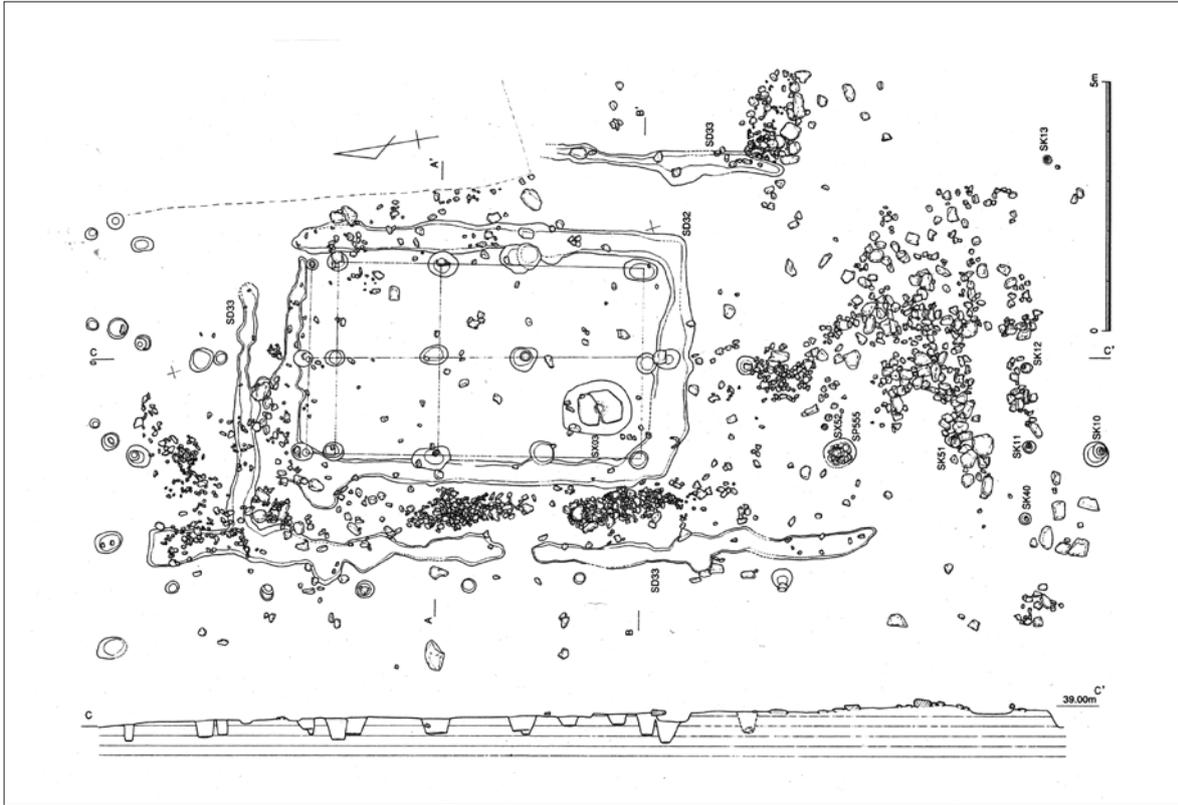
理に関する記事がある。ついで、同じく『日本書紀』の斉明天皇五年（六五九）の条に、「出雲國造（名を闕せり。）に命せて、神の宮を修嚴はしむ。」⁽⁸⁾と見える。この神の宮について、かつて出雲郡の杵築大社（出雲大社）とされたが、すぐ次に於友郡があるので、その後、意宇郡の熊野大社に当てられている。さらに、『日本書紀』の天武天皇の条では、神社に関する記事が少なからず散見できる。まず、天武天皇三年（六七四）八月三日の条の石上神宮、同十月九日の条の伊勢神宮、六年五月二十八日の条の天社地社、十年（六八一）正月十九日の条の「畿内及び諸国に詔して、天社地社の神の宮を修理らしむ。」⁽⁸⁾の記事、そして、十三年十月十四日の条に見られる、「人定に逮りて、大きに地震る。……諸国の郡の官舎及び百姓の倉屋、寺塔神社、破壊れし類、勝て數ふべからず。」⁽⁸⁾の記事は、七世紀後半に入ると、社殿がかなり定着していたことをうかがわせる。そして、八世紀に入ると、たとえば『肥前国風土記』⁽⁹⁾では、「この土地に神あり、甚く御鏡を願りせり」と申しき。天皇、宜り給ひしく、「實然る事あらば、神の社に納め奉らむ。」因りて永世の社と號く。後の人、改めて長岡の社といふ。」とか、姫社の郷に関連して、「ここに亦織女の神もやがて社を立てて祭りき。」と見えるように、社殿の存在を物語るといえよう。そこで、前記の文献史料に対して、考古資料から検討を加えることにしよう。これまでに発掘調査された社殿は、古くは古墳時代にさかのぼる。鳥取県の長瀬高浜遺跡の場合、四世紀後半頃に当たるが、深さ六〇センチほどの方形竪穴の中に、直径五〇センチの支柱四本が五メートル間隔で立っている。南側には階段を支えた柱穴も見られる。外側の前方後方形の



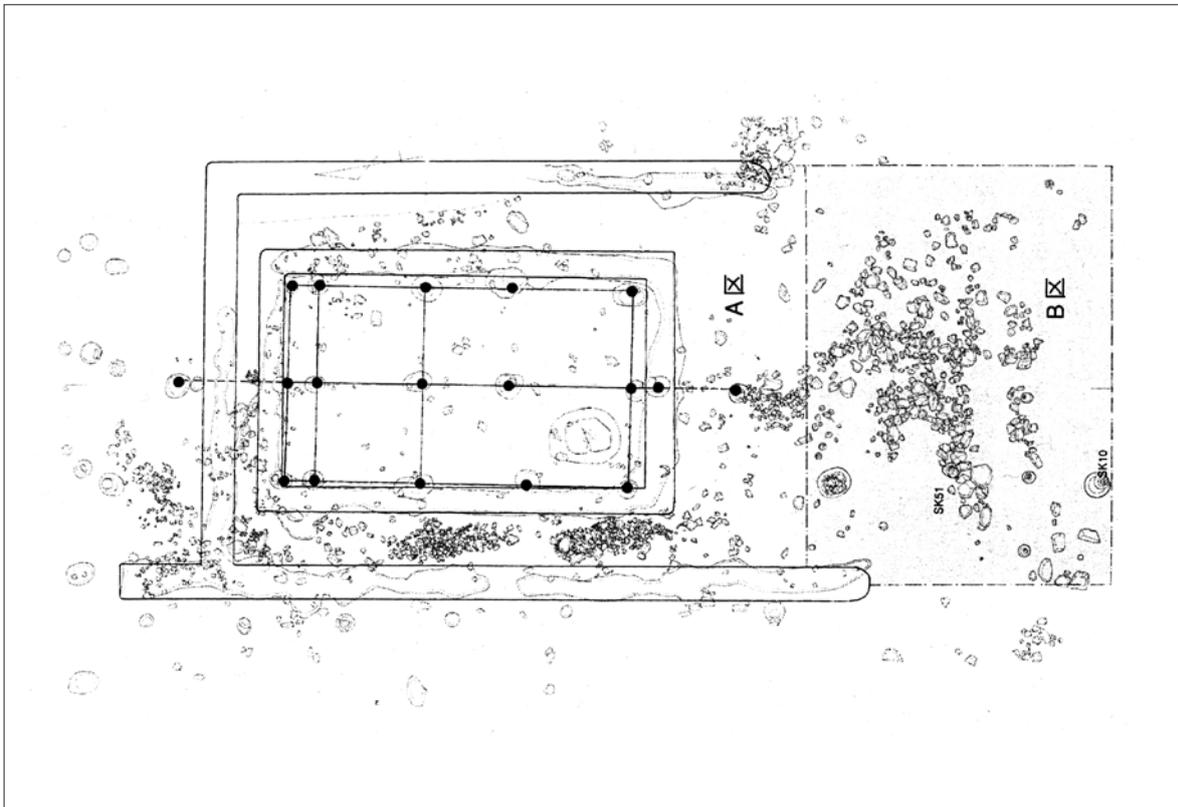
第1図 金貝遺跡・賀茂社本殿との比較（松尾充晶、2016年による）



第2図 鳥羽遺跡
発掘調査で明らかになった神殿跡（上）と神殿復元図（下）
（大阪府立弥生文化博物館、1992年による）



第3図1 金武城田遺跡 基壇状施設
 (吉留秀敏ほか、2007年による)



第3図2 金武城田遺跡 古代「神社」遺構復元図
 (吉留秀敏ほか、2007年による)

溝の中にも小さな穴が狭い間隔で立ち並らぶのは、玉垣のような柵^⑨の遺構と思われる。五世紀終わり頃に位置づけられるのが、兵庫県の松野遺跡で知られる。長辺（桁行）五・メートル、短辺（梁間）四・メートル規模の建物で、短辺中央の柱（妻柱）の外側に独立した棟持柱が立つ^⑩構造になっている。

奈良く平安時代で、八世紀前半に位置づけられる鳥根県出雲市の青木遺跡や杉沢Ⅲ遺跡は、比較的早い調査例である^⑪。八世紀後半頃の金貝遺跡は、賀茂社本殿との共通性からも注目される^⑫（第1図）。八世紀中頃から九世紀にかけての遺構は群馬県の鳥羽遺跡^{（よつば）}において認められる（第2図）。ここでは、四・五メートル四方の本体に縁をめぐらし、周囲には十メートル四方の玉垣状の柵が取り囲む。さらに、その外側では東側に出入口を持つ幅五メートルの溝が取り巻く^⑬。

同じ頃の遺構は、九州でも福岡市の金武城田遺跡^{（じょうた）}において検出されている^⑭（第3図1・2）。すなわち、基壇状施設と、二重の溝、礫敷、柵に囲まれた梁行三・八メートル×桁行六・〇メートルの小規模な総柱掘立柱建物である。これらの遺構に対して、九世紀前半頃の「神社」神殿と解釈し、その南側前面（A区）を拝所と推定されている。

おわりに

さきに触れなかった史（資）料は、ほかにも種々認められる。たとえば、大分県宇佐市の宇佐神宮は御許山における自然崇拜を起源とする。それが、

和銅五年（七一二）の鷹居社や、靈龜二年（七一一）の小山田社への遷座に際し、それぞれ社殿が建てられている。そして、神龜二年（七二五）に現在の龜山の地に宇佐神宮が造営されたのである。

考古学の発掘資料では、奈良県御所市の秋津遺跡のように、四世紀前半の独立棟持柱を持つ掘立柱建物が認められ、伊勢の神宮の社殿に通じる建造物を彷彿させる。

現存する最古の社殿は、京都府宇治市にある宇治上神社の本殿の内殿で、平安時代後期にさかのぼる。建造年代に関しては、古くは延喜元年（九〇一）醍醐天皇創建説があり、新しくは治暦三年（一〇六七）に後冷泉天皇行幸時における離宮明神への神位傳承などが参考となる。最近では、建築部材に対する年輪年代測定が行われ、一〇六〇年頃という結果が出ている。

このこととも関連して、滋賀県長浜市の琵琶湖の北端に位置する塩津港遺跡における発掘調査の成果は注目される。まず、平安時代後期の十一世紀末く十二世紀末頃と推定されるが、神輿ほどの小型の神殿の一部と見られる懸魚・垂木や欄干などの部材が出土した。つぎに、保延三年（一一三七）の起請文を内容とする長大な木簡が多数出土した。専門の運送業者が琵琶湖を縦断する積荷の確実な輸送を神に誓ったものである。さらに、平安時代後期の木彫り神像五体も出土したが、女神三体と男神二体を示している。そして、遺構としては、奈良時代にさかのぼり、社殿建築の可能性のある掘立柱建物も知られる。

以上のような、いわば状況証拠から見ると、さきに指摘したように、沖ノ島における露天祭祀段階における小祀もしくは初期の社殿の成立は、

当然あるいはじゅうぶんに想定できると考えたい。ここでは、主として奈良・平安時代の祭祀遺跡から神社の社殿成立に至る一般論に終始した。しかし、たとえば古墳時代にさかのぼって、湧水点祭祀を構成する井泉の存在形態を通して、祭祀から神社の遺構への変遷を追求した先駆的研究¹⁴⁾に見られるように、個別・具体的かつ多様なアプローチが求められるといえよう。

(海の道むなかた館長)

註

- (1) 宗像神社復興期成会『宗像神社史』上巻(宗像神社復興期成会、一九六一年)三二二頁。
- (2) 宗像神社復興期成会『前掲書』三二二～三三二頁。
- (3) 武田祐吉編『風土記』(岩波文庫一四七八～一四八一、一九三七年)。
- (4) 第三次沖ノ島学術調査隊(代表 岡崎 敬)『宗像 沖ノ島 本文』(宗像大社復興期成会、一九七九年)六〇～六一頁。
- (5) 昭和五二年(一九七七)に、宗像神社は宗教法人宗像大社という呼称に変更された。
- (6) 財団法人文化財建造物保存技術協会『福岡県指定有形文化財 宗像大社 中津宮本殿保存修理工事報告書』(宗像大社、一九九九年)。
- (7) 宗像神社復興期成会『前掲書』三二六～三二七頁。
- (8) 坂本太郎ほか『日本書紀』下(日本古典文学大系六八、岩波書店、一九六五年)。
- (9) 松尾充晶「出雲大社の成立と変遷」『月刊文化財』六〇一、第一法規株式会社、

二〇一三年)二六頁。

- (10) 鳥根県教育委員会『青木遺跡Ⅱ(弥生～平安時代編)』第三分冊(二〇〇六年)。松尾充晶「社殿の成立過程とその背景―出雲国―」『古代文化』第六六巻第三号、(財)古代学協会、二〇一四年)。
- (11) 松尾充晶「古代神社の立地環境と構造」『古代祭祀と地域社会』鳥根県古代文化センター研究論集第一六集、二〇一六年)。
- (12) 大阪府立弥生文化博物館『弥生の神々―祭りの源流を探る―』(大阪府立弥生文化博物館図録四、一九九二年)二五頁。
- (13) 吉留秀敏ほか『金武四―金武地区農村振興総合整備統合補助事業関係調査報告―』(福岡市埋蔵文化財報告書第九二七集、二〇〇七年)三〇～三四、八八頁。
- (14) 穂積裕昌「古墳時代祭祀遺構から神社遺構への変遷」『古代文化』第六五巻第三号、(財)古代学協会、二〇一三年)。

七世紀における遣唐使の航海と沖ノ島祭祀の変遷

大高 広和

はじめに

一、画期（過渡期）としての七世紀

沖ノ島における古代祭祀は、四世紀後半に始まり九世紀末頃まで継続して行われたことが明らかとなっている。岩上―岩陰―半岩陰・半露天―露天という巨岩に対する祭祀遺跡の位置の移り変わりは、祭祀に用いられた奉献品の変遷とともに、長く続く祭祀の中にも祭式などの変化があったことを窺わせ、日本固有の信仰の原型である神祇信仰の成立過程を考察する上で多大な知見を我々に与えるものである。

しかし一方で、なぜそのような変遷が生じたのか、そこに大陸との対外交流もしくは対外関係上の出来事の影響があったのかといった問題を科学的・客観的な形で証明することはなかなか難しい。とは言え、それはこれらの問題に関して研究の余地がないということでもない。そこで本稿では、特に大きな変化があったとみられる七世紀における対外情勢の推移と日本列島から海外に派遣された使者の航路の変化について着目し、沖ノ島の古代祭祀の変遷の背景を考えるための基礎作業としたい。

沖ノ島の古代祭祀上、最も大きな変化があったのはほぼ七世紀代のことと言つてよい。七世紀と言えば、厩戸皇子（聖徳太子）や蘇我馬子が政治の刷新を図り、遣唐使を派遣した推古朝に始まり、六四五年の所謂「大化の改新」、六六三年の白村江での唐・新羅連合軍への敗戦を経て、中央集権化策が進められた天智朝・天武朝などの時代があり、律・令ともに完備した日本初の法典とみられる大宝律令の制定（七〇一年）に至る、名実ともに激動の時代であった。

沖ノ島祭祀遺跡においては、岩陰祭祀の最終段階に位置づけられ、七世紀に入るとされる二二号遺跡において、それまでみられなかった金銅製の雛形紡織具や人形等が奉献されるようになり、古墳の副葬品とは異なる品が祭祀に用いられるようになる。二二号遺跡は岩陰を外れた部分へ須恵器が並べられるなど、次の半岩陰・半露天祭祀遺跡に近い様相を見せている。そして八―九世紀の露天祭祀への過渡期と評価されてきた半岩陰・半露天祭祀とされる五号遺跡は、七世紀後半頃に位置づけられ⁽¹⁾、中国産の唐三彩長頸瓶

片や金銅製龍頭とともに、五弦琴や紡織具類等の金銅製雛形品や土器類等が発見されている。沖ノ島出土品とされる宗像大社神宝館所蔵の金銅製高機もあわせ、これらは伊勢神宮の神宝として鎌倉期の絵図⁽²⁾に見えるものや現代も神事に用いられているものと共通性をもっており、かつて井上光貞氏が沖ノ島祭祀を「律令的祭祀」ないしその「先駆的形態」が現れていると評価したところである⁽³⁾。また、金子裕之氏は、沖ノ島や神宮神宝等にみられる金銅製紡織具を女神との関わりで理解しており⁽⁴⁾、この見方に従えば、七世紀に入った段階で女神に対する祭祀が行われるようになっていたとみなすことも可能である。こうした新たな種類の奉獻品が現れてくる七世紀に、沖ノ島祭祀において大きな変化が起きていることは疑いない。

七世紀においては、沖ノ島のみにとどまらないさらに大きな変化があったと推定される。大島の御嶽山山頂（標高二二四⁽⁵⁾）に位置する御嶽山祭祀遺跡（大島御嶽山遺跡）は、二〇一二年に発掘調査が行われ、奈良三彩小壺や八稜鏡、滑石製形代や土器類等が出土し、沖ノ島の露天祭祀遺跡と共通性をもつ祭祀が行われていたことが明らかとなった。現在、宗像大社中津宮の本殿は御嶽山の麓に鎮座するが、弘治二年（一五五六）成立の「大島第二宮年中御神事次第」⁽⁶⁾に中津宮の「上宮」と記される御嶽神社の背後に位置するこの遺跡が、中津宮の起源にあたることは疑いない⁽⁷⁾。また、宗像大社辺津宮境内の丘陵上、高宮祭場の周辺にあたる下高宮祭祀遺跡においても、未調査ながら沖ノ島や御嶽山と共通する滑石製舟形などが採集されており⁽⁸⁾、『古事記』『日本書紀』に記される宗像三女神への祭祀がこれら三か所で行われていたことが確認される。御嶽山祭祀遺跡の古代祭祀の時期は七世紀末か

らと報告されていて、これを三女神への祭祀の考古学的な下限とすることができる。また、宗像三女神が沖津宮・中津宮・辺津宮の三宮に降臨し、地元豪族宗像氏（胸肩君氏）が三女神をまつているということは、八世紀前半に成立した『古事記』『日本書紀』の三女神神話（アマテラスとスサノオのウケヒの段）に記されるところだが、その内容は記紀の編纂が進められた天武朝までは遡るとみなすことができる。ここから、沖ノ島の神に対する信仰は、遅くとも七世紀後半（第四四半期）には三女神への信仰として展開していたと結論づけられる⁽⁹⁾。

以上のように、七世紀においては沖ノ島での祭祀の内容や祭式にかかわる変化、および宗像三女神に対する三宮での祭祀の開始といった、沖ノ島祭祀の変遷を考える上で非常に重要な現象がいくつも起こっている。しかしながら、それらが具体的にいつ、どのように起こったことなのか、七世紀のうちいつを画期とみなすべきなのかということについては、上記以上に明らかにすることは難しい状況である⁽¹⁰⁾。これらは沖ノ島で行われていた祭祀とその変遷の全容を明らかにしていく上で基本となる問題であり、様々な角度から検討が深められる必要がある。

そこで七世紀の対外関係史を一瞥すると、特筆すべきトピックとしては遣隋使および遣唐使の派遣や、白村江の戦いが挙げられる。特に遣唐使等の海外への遣使との関係は、沖ノ島の位置や唐三彩等の大陸より将来された豊富な奉獻品により、調査当時から重視されてきたところであり、以下、その具体的な様相を航路の変化に着目しながら見ていきたい。

二、七世紀前半の遣隋使・遣唐使の航路

中国王朝への遣使は、五世紀の倭の五王による南朝への遣使以降、およそ一世紀の間行われることはなかったが、西暦五八九年に約三〇〇年ぶりに南北朝統一を果たした隋に対して、推古天皇は遣使を行った。六〇〇年に派遣された遣隋使は『隋書』（卷八一東夷伝倭国条）にしか記録がなく、恐らく倭国にとって不都合な出来事があったとみられるが、六〇七年には小野妹子が煬帝に謁見し、不興を買いながらも翌年に使者裴世清を伴って帰国している（『隋書』、『日本書紀』推古天皇十六年四月条。以下、特記なきものは『日本書紀』による）。また同年、裴世清を送るため、小野妹子は留学生らとともに再度隋へ渡海した（同年九月辛巳条）。

遣隋使の航海ルートは、裴世清が百済經由で南に耽羅（済州島）を望みつつ対馬・壹岐を経て筑紫に至っていることが『隋書』にみえるので¹⁰、所謂「魏志倭人伝」の記述以来の壹岐・対馬ルートで朝鮮半島に渡り、半島西岸を北上し黄海を渡海して山東半島に至るルートがとられていただろう¹¹。なお、六一五年（推古天皇二十三年）九月には前年に隋に派遣された犬上御田歙らが百済使とともに帰国しており、この時も百済經由であることが確実である。

六一八年に唐が隋に代わった後、六三三年（推古天皇三十一年）七月には、隋に留学していた僧らが来朝した新羅の大使とともに帰国し、唐は「法式備定之珍国」であって常に通交すべきであることを述べ、六三〇年に犬上御田歙らが初めての遣唐使として派遣された（舒明天皇二年八月丁酉条）。

彼らは二年後に唐の送使高表仁と新羅の送使らとともに対馬に到着し、高表仁は難波津まで行って¹² 翌年にやはり対馬經由で帰国している。

以上のような日本列島と中国大陸との海上交通は、対馬海峡（朝鮮海峡）および朝鮮半島（もしくは遼東半島）―山東半島間を渡る以外は、地乗り航法¹³で朝鮮半島沿岸を経由する比較的安全なルートであった。このルートは一般に「北路」と呼ばれ、『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条には「新羅道」という表現がある。しかし、新羅との関係が悪化する八世紀、つまり大宝二年（七〇二）に渡海した遣唐使以降は、五島列島から直接東シナ海を渡って中国の長江河口付近を目指す「南路」に代わったと考えられている¹⁴。安全なルートとは異なるルートが選択された理由としては、南路の方が航行距離が短く、煬帝の築いた大運河の利用も可能で、中国の都、長安や洛陽までの行程が短縮できるといったメリットがあり、造船や航海の技術の進歩が背景にあった可能性もある¹⁵。しかし、「南路」で唐へ向かった使節はほとんどが遭難・漂流の憂き目を見ていることからすると、やはり朝鮮半島情勢との関係を抜きには語れないだろう。

七世紀前半の東アジアでは、高句麗が隋による数度の遠征を退け、朝鮮半島で高句麗・百済・新羅の三国による抗争が続いた。そのため、朝鮮三国は互いに優位に立とうとして倭国との外交をそれぞれ展開しており、百済王子が人質として倭国に送られていたことや、加耶諸国を併合した新羅が「任那調」と称して倭国に貢調使を派遣したことなどはその一環である。この頃には多くの知識人や技術者が倭国へ渡ったことも『日本書紀』から窺われる。したがって、三国同士の緊張関係はあっただろうが、日本から

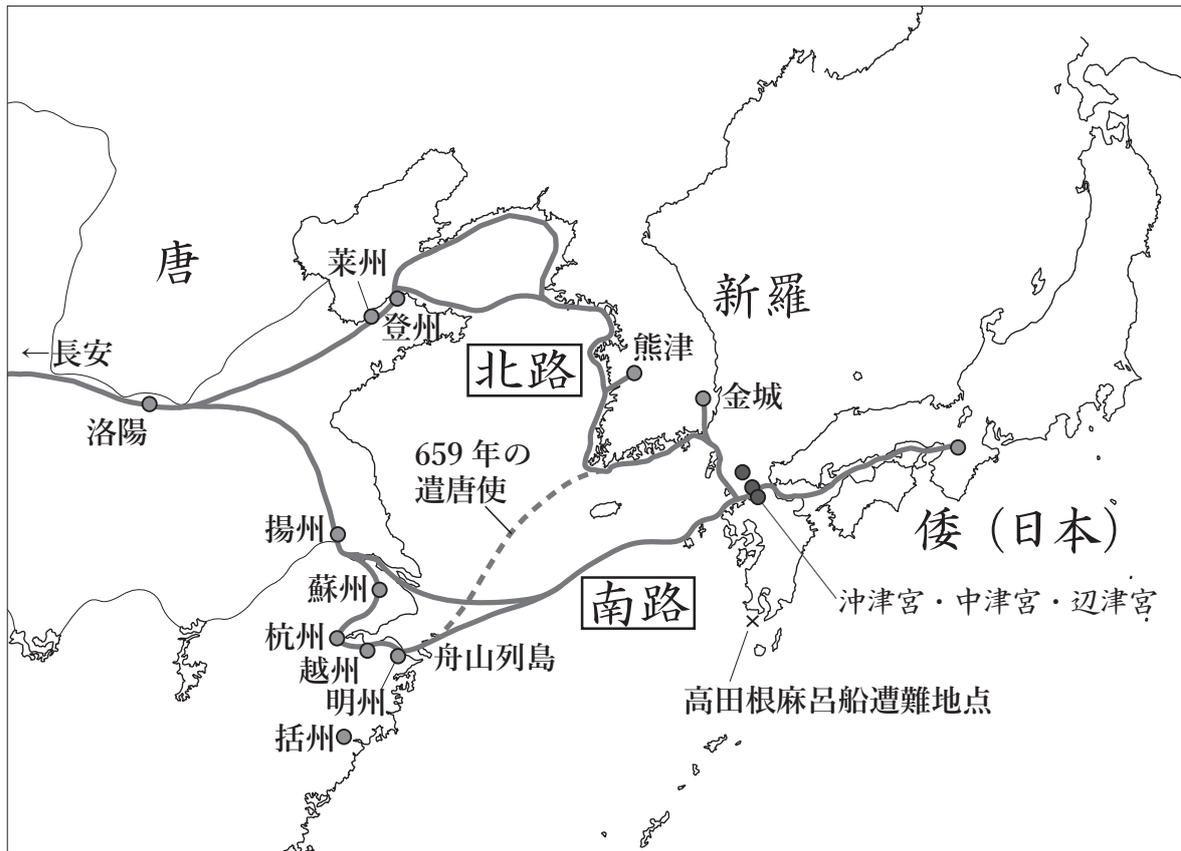


図 遣隋使・遣唐使航路図

中国までの海上交通に関わる政治的情勢は比較的安定していたと考えられる。ただし、中国と高句麗との関係は未だ決着しておらず、七世紀半ば頃からはその緊張が大きく高まっていく。

以上、七世紀前半においては、およそ一世紀ぶりの中国大陸への使節である遣隋使や遣唐使の派遣に関連して沖ノ島で祭祀が行われたことも想定できるが、その航海は前時代からの朝鮮半島へ渡る航海の延長線上にあった。したがって、この頃に金銅製雛形品等の使用開始といった変化を認めるにしろ、それは遣隋使を派遣するために起こったと言うよりは、国内的・内在的な理由（対外交流による影響を含む）によるのであろう。推古朝における改革との関連も想定されるが⁽¹⁶⁾、具体的には今後の課題としたい。

三、白村江の戦いと遣唐使の航路

既に述べたように、遣唐使の航路は当初「北路」で、八世紀には「南路」になったとされるが、「南路」への変化は航海の危険性の増大を意味しており、沖ノ島、もしくは宗像三女神への航海安全の祈りに影響を与えた可能性がある。そのため、航路の変化がいつ、どのように生じたのかを詳細に見ていきたい。

六五三年、一隻約一二〇人が乗った遣唐使船が二隻派遣されたが（白雉四年五月壬戌条）、そのうち高田根麻呂を大使とする一隻は薩摩半島と竹島（鹿児島県三島村か）の間に沈没し、五人だけが一枚の板につかまって竹島に漂着し、竹で筏を作って「神島」に着いて助かるという有様だった

(同七月条)。翌六五四年には、もう一隻の帰りを待たずに高向玄理を押使とした遣唐使が新たに派遣されており、こちらは二船で「新羅道」をとって山東半島北岸の萊州を経て京(長安)で高宗に謁見したという(白雉五年二月条。帰国は斉明天皇元年(六五五)八月戊戌朔条)。一方、六五三年に出発したもう一隻の大使である吉士長丹らは、六五四年七月に新羅・百済の送使とともに筑紫に帰着しており、唐の皇帝と謁見して文書・宝物をもたらした。

問題は彼らをとったルートだが、六五四年派遣の一行の「新羅道」については、対馬から始めに朝鮮半島に到着するのが新羅の領域であったことからこう呼ばれ、所謂「北路」を指すものと考えられる。また朝鮮半島西海岸でもソウル周辺の漢江河口は六世紀後半以降新羅の勢力下にあったから、百済が健在な当時でも新羅との関係は重要であったろう。なお、舒明天皇十一年(六三九)九月には新羅の送使とともに、翌年十月には新羅を経由して新羅・百済の朝貢使とともに、留学僧らが帰国している。

六五三年出発の二隻については、大使を務めた吉士長丹が帰国の際に褒賞として「呉氏」に賜姓されており、『日本書紀』では「呉」は中国の特に南朝(江南地方)を示すから、二隻とも東シナ海を横断して江南の地に上陸する「南路」をとったという岸俊男氏の解釈がある⁽¹⁷⁾。また東野治之氏は、『日本書紀』白雉元年(六五〇)是歳条に安芸で建造されたことがみえる「百済船」二隻がこの遣使に対応し⁽¹⁸⁾、二隻にそれぞれ付けられた「送使」は百済へ送り届けるための使者であるとして、後述する六五九年の遣唐使と同様に、両船とも百済沿岸から長江河口付近を目指した

と想定している⁽¹⁹⁾。魅力的な説ではあるが、大使と「送使」とが二隻それぞれに任じられていることからすれば別ルートだった蓋然性も高く⁽²⁰⁾、帰国時に吉士長丹らに対して用いられている「西海使」という表現(七月丁酉条 同是月条)も、ほかには百済から帰国した使者に用いられていて(斉明天皇二年(六五六)是歳条・同三年是歳条・同四年是歳条)、長丹らは「北路」をとったとも考えられる⁽²¹⁾。ただしいずれにせよ、もう一隻の高田根麻呂の船の方は、薩摩半島沖で遭難していることから、「北路」とは異なる航路をとっていたことは間違いない⁽²²⁾。この頃、朝鮮半島西海岸を経由せずに東シナ海を渡る航路を試す必要があったのだろう。五島列島から出発する八世紀の「南路」とはやや異なるが、これを広義の「南路」の始まりと見た方がよいのではなからうか。

六四五年からの唐による高句麗出兵は失敗に終わったが、六四七・六四八年にも征討を行うなど、その後も唐は高句麗への攻撃を企図しており、六五四年に高宗と謁見した遣唐使は、倭国は新羅と近接しているから危急の際には新羅を救うようにとの言葉を受けている(『唐会要』卷九九、倭国条)。百済はこの頃新羅の旧加耶地域に侵攻を繰り返しており、唐からの新羅との和解命令にも応えず、高句麗・百済が連合し、唐・新羅と敵対するという形で朝鮮半島情勢の緊迫が高まっていた。こうした状況が倭国による新たな航路の模索と関連していたと考えたい。

次の六五九年の遣唐使は、六五五年から唐による高句麗出兵が再開され、高句麗・百済に攻め込まれた新羅から救援を求められた唐が百済討伐を準備する中で派遣された。『日本書紀』斉明天皇五年七月戊寅条に載せられ

た「伊吉連博徳書」によれば、大使坂合部連石布、副使津守連吉祥らが二船に分かれ「呉唐之路」に遣わされ、「筑紫大津之浦」（那津）を出発して「百済南畔之島」（『新日本紀』卷一四所引『海外記』によれば「伊志奈利島」に至り、そこから「大海」（東シナ海）に出たことが分かる。坂合部連石布の船は逆風に遭って辿り着いた「南海」の島で島人に滅ぼされてしまい、なんとか五人だけが逃げて「括州」（浙江省麗水）へ到着し、洛陽でもう一船の一行と合流することができたという有り様だったが、そのもう一船の津守連吉祥の船は、順調に「越州会稽県須岸山」（舟山列島か²³）に約三日で到着し、余姚県に船を留め越州から早馬に乗って洛陽へ至った。五島列島からではないが、東シナ海を横断しているという点では後の「南路」と変わらない。百済の南畔からの渡海は、対馬海流となる黒潮から北へ分かれた海流の影響を避けられるので、合理的な選択だったのではないだろうか²⁴。

なお、彼らは百済征討計画が漏れないよう洛陽で幽閉され、六六〇年の百済滅亡後に帰国することになるが、「越州」を出発して「檣岸山」（須岸山とは別の舟山列島中の島か）よりやはり「大海」に出て漂流し、約九日後になんとか耽羅（済州島）に辿り着いたようである（齐明天皇七年五月丁巳条）。その帰路は明らかに「南路」と称すべきだろう。

その後六六三年に倭国は百済の復興を助けて唐・新羅と戦うものの大敗し、その戦後処理に追われることとなる。その過程で往来した使節、六六五年に高宗の泰山封禪の儀に参列するために唐使劉徳高とともに渡海した遣唐使、六六九年に唐の高句麗平定を賀すために派遣された遣唐使等は、

北路によって唐の都へ向かったらしい。当時高句麗・百済の旧領は唐の領土であり、それが当然の措置であった。その後は新羅が六七六年に唐を追い出して朝鮮半島の統一を成し遂げていく中で、七〇二年に到るまで遣唐使が派遣されることはなかった。

上述したように、大宝の遣唐使からは五島列島から渡海する「南路」の航海が一般的になるが、その前提として、七世紀半ば過ぎ頃の朝鮮半島南岸辺りからの航海があったことが分かる。これは単に航路の面で従来の「北路」と同じとは言いがかりか、航海技法、船の規模（構造も準構造船から構造船へ変化したか）等の面でもそれまでとは大きな変化があったと考えられ、むしろ広義の「南路」として扱った方がよいのではないだろうか²⁵。そして緊迫した半島情勢がもたらした、この東シナ海を横断する危険な航海に臨むことを迫られた人々は、以前にも増して熱心に航海安全の祈りを行ったと推測される。古代日本列島から大陸への航海の歴史、そしてそれを背景とする航海安全の祈りの歴史として、注目すべき画期は八世紀初めではなくむしろ七世紀の半ば過ぎにあると考えた方が適切であろう（表）。

おわりに

七・八世紀の遣唐使と沖ノ島および宗像大社との関連を直接に示す史料は残されておらず、むしろ史料上主に遣唐使が航海の安全を祈った対象として知られるのは住吉神であることに注意が必要である。しかし、王権による航海安全の祈りは沖ノ島、宗像三女神の信仰にとって本源的に重要

九	八	七	六	五	四	三	二		一	4	3	2	1	次数
七二七(養老元)	七〇二(大宝二) 六月	六六九(天智天皇八)	六六七(天智天皇六)	六六五(天智天皇四)	六五九(齐明天皇五) 八月	六五四(白雉五)	同 七月?	六五三(白雉四)	六三〇(舒明天皇二)	六一四(推古天皇二二)	六〇八(推古天皇一六)	六〇七(推古天皇一五)	六〇〇(推古天皇八)	出発 西暦(和暦)
藤原馬養(副使)	多治比畠守(押使) 大伴山守(大使)	河内鯨	伊吉博徳(送唐客使) 笠諸石(送唐客使)	守大石・坂合部石積・吉士岐弥・吉士針間(送唐客使)	伊吉博徳(副使)	坂合部石布(大使)	津守吉祥(副使)	高向玄理(押使) 河辺麻呂(大使) 薬師恵日(副使)	大上三田稻 薬師恵日	犬上三田稻 矢田部造某	小野妹子 吉士雄成(大使) 鞍作福利(通事)	小野妹子	小野妹子	使人
南路?	南路	北路?	北路	北路	南路	北路	南路?	北路?	北路?	北路?	北路?	北路?	北路?	航路
4					2	2	1	1						船数
七一七(開元五)	七〇二(長安二) 一〇月				六五九(顯慶四) 閏一〇月									入京(長安・洛陽) 年月
七一八・二〇	七〇四・七 七〇七・三(粟田真人) 七二八・二〇(坂合部大分)	(不明)	六六八	六六七・一一	六六一・五 (第一船)	六五五		六五四・七	六三二・八	六一五	六〇九	六〇八・四	(不明)	帰国
南路?	南路	北路?	北路	北路	南路	北路?		北路	北路	北路	北路?	北路	北路?	航路
道慈帰国	玄昉・阿倍仲麻呂・吉備真備・井真成ら留学		唐使法聡を百済に送る 唐には行かずか	唐使劉徳高を送る。 唐使法聡来日 六六三・白村江の戦	第一船は往途南海の島に漂着、 大使らは殺される	高向玄理、唐で没	往途、薩摩竹島付近で遭難	唐使高表仁来日	百済使とともに帰る	裴世清を送る 高向玄理、僧旻、 南淵請安ら留学	随使裴世清来日			備考

表 八世紀第一四半期までの遣唐使・遣唐使一覧表

(註 (14) 東野治之『遣唐使』より一部改変して作成。「航路」の欄のゴシック体の部分は筆者によるもの)

で、重要な海路の守り神である沖ノ島や三女神に対して、遣唐使の航海に
関わる祈りが捧げられた可能性は十分考えられる²⁶⁾。七世紀後半に位置
づけられる半岩陰・半露天祭祀遺跡の登場や、沖ノ島、大島および九州本
島の三宮での共通する古代祭祀（三女神への祭祀）の開始に、遣唐使によ
る東シナ海横断の開始が関係している可能性はあるだろう。

沖ノ島のみならず大島の中津宮（御嶽山祭祀遺跡）および本土の辺津宮
（下高宮祭祀遺跡）においても祭祀が明確化すること、すなわち沖ノ島を
信仰の起源とする宗像三女神への信仰が明確化することは、島々と本土か
らなる宗像地域における信仰の充実と言える。遣唐使船も航路を問わず宗
像の海域（玄界灘沿岸）は通過するのであるから、右のような変化が新た
な形の航海とそれを必要とした対外情勢に対する、宗像地域における対応
であったと考えることも可能である。

ただし、沖ノ島および宗像地域における様々な変化は、いずれも詳細に
年代を絞り込める状況には至っておらず、沖ノ島祭祀の変遷や三女神信仰
の確立が遣唐使航路の変化によって引き起こされたかと判断することは早計
で、本稿もそのようなことを主張したい訳ではないことを明記しておく。
七世紀に生じた変化は、東アジアおよび日本列島においても、沖ノ島およ
び宗像地域においても多岐に亘っている。その中で、沖ノ島と無関係とは
言い難い遣唐使の航海の変化の画期が、東アジア情勢の緊迫した七世紀半
ばにあることを明らかにしようとしたのが本稿である。今後の関連する諸
研究の深化を願いつつ擱筆したい。

（福岡県世界遺産登録推進室）

【補記】

本稿は、二〇一八年一月二〇日に行われた九州国立博物館「大宰府学研
究」事業シンポジウム「知られざる沖ノ島祭祀」における発表内容を増補
改訂したものである。

註

- (1) 小田富士雄「沖ノ島祭祀の再検討3」（『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告）
Ⅲ、二〇一三年。
- (2) 前田育徳会尊経閣文庫所蔵『神宮神宝図巻』。康永二年（一三四三）の遷宮の
際に描かれた図を応永十七年（一四一〇）に書写したもの。
- (3) 井上光貞「古代沖の島の祭祀」（『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、
一九八四年、初出一九七八年）。沖ノ島で先駆的に「律令的祭祀」が行われて
いたという意味ではなく、「律令的祭祀」として現在研究者が律令と関連づけ
て理解している祭祀の形態が、実際には日本律令の編纂より早い段階から行
われていたものだったという意味合いである。
- (4) 金子裕之「アマテラス神話と金銅製紡織具」（『古代都城と律令祭祀』柳原出版、
二〇一四年、初出二〇〇六年）。ただし、必ずしも雛形紡織具が女神だけに捧
げられているわけではなく、更なる検討を要すると思われる。
- (5) 『宗像大社文書』三（宗像大社復興期成会、二〇〇九年）。
- (6) 宗像市教育委員会『大島御嶽山遺跡』（宗像市文化財調査報告書第六四集、二
〇一二年）。
- (7) 詳細は本号所載の福岡真貴子「下高宮を中心とした辺津宮境内発見の祭祀品

について」を参照されたい。

- (8) 下高宮周辺や御嶽山麓の中津宮境内付近からの採集遺物により、三宮での祭祀が五世紀まで遡るといふ想定も可能である(花田勝広「宗像地域の古墳群と沖ノ島祭祀の変遷」『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』第一五回九州前方後円墳研究会九州大会実行委員会、二〇一二年)。ただし、それらの遺物はそこで祭祀が行われていたこと、ひいてはそれらの場所が特別な場所であったことまでは物語るが、ただちに三女神への祭祀・信仰の存在を証明するものではない。

- (9) このほかに七世紀の沖ノ島祭祀に関する問題点として、御嶽山や下高宮の祭祀遺跡は沖ノ島では八世紀からとされている露天祭祀の状況を呈しているが、御嶽山祭祀遺跡の出土品の一部(金銅製の雛形琴の破片など)は沖ノ島の五号遺跡(半岩陰・半露天祭祀)と共通している点がある。

- (10) 『三国史記』卷二百七十一(武王九年三月条)にも、裴世清が百済の「南路」を通じて倭国に使したという記述がある。

- (11) 倭の五王の時代も百済の領域である朝鮮半島西海岸から山東半島に渡り、南朝の都建康(南京)に至っていたとみられる。倭の五王による南朝への通交開始自体、南朝が山東半島を領有するようになったことが契機と考えられる(川本芳昭「倭の五王による劉宋遣使の開始とその終焉」『魏晋南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年、初出一九八八年)。

- (12) 『旧唐書』(卷一九九上、東夷伝倭国条)には、高表仁が倭の王子(『唐会要』卷九九、倭国条などでは「王」と礼を争い、朝命を宣べずして帰国したと記されており、ここでも『日本書紀』に記されない不都合な事案があったと考

えられる。

- (13) 地乗り航法では航海は日中に行われ、夜間や潮待ちのため多くの停泊が行われるが、その分荒天時の退避や食料等の補給が容易である。石井謙治「魏への航海」(『邪馬台国と倭の五王』海外視点・日本の歴史二、ぎょうせい、一九八六年)参照。

- (14) 『万葉集』(二一六二番)および『肥前国風土記』松浦郡値嘉郷条。東野治之「遣唐使」(岩波新書、二〇〇七年)および森公章「遣唐使の時期区分と大宝度の遣唐使」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇六年)などを参照。このほか渤海国を経由する「渤海路」の事例もあるが、臨時のルートと考えられるので割愛する。また「南島路」については、正式に遣唐使の航路として用いられたとは考えにくい(青木和夫『奈良の都』日本の歴史三、中央公論社、一九六五年。杉山宏「遣唐使船の航路について」石井謙治編『日本海事史の諸問題』対外関係編、文献出版、一九九五年)。

- (15) 新羅との政治交渉は継続されており、冊封を受ける新羅が日本による唐への朝貢を阻害するかも疑問であるとして、五島列島の重要性が認識され始めたことを考慮すべきとの見解もある(東野治之「遣唐使船」朝日新聞社、一九九九年。河上麻由子「外国への使節たち」館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報』二、吉川弘文館、二〇一六年)。南路の航海上のメリット・デメリットについては、石井謙治「海上交通の技術」(『平安文化の開花』海外視点・日本の歴史五、ぎょうせい、一九八七年)参照。

- (16) 一般に推古朝は仏教興隆の時代として知られるが、日置部の他に日祀部などを設置し、中央政権の祭祀構造や祭式方法が急速に整備されたのは欽明・敏達

朝から推古朝の頃と指摘されるなど（有働智英「六世紀における日本と百済の神祇祭祀」『日本宗教文化史研究』二〇一、二〇一六年）、神祇信仰における画期であった可能性も考えられる。

- (17) 岸俊男「呉・唐へ渡った人々」（大林太良編『海をこえての交流』日本の古代三、中央公論社、一九八六年）。

- (18) 註(15) 前掲石井謙治「海上交通の技術」は、「百済船」はそれまでに比べ遙かに大型で新たな技術により建造された構造船であるとし、南路啓開を試みたものとみている。一二〇人乗りという規模は、一隻一五〇人乗りの四隻構成で派遣された八世紀以降の遣唐使船と比べてもやや小さい程度であり、本稿もこの見方を継承したい。

- (19) 註(14) 前掲東野治之『遣唐使』。

- (20) 榎本淳一「遣唐使の役割と変質」（『岩波講座 日本歴史』三（古代三）、岩波書店、二〇一四年）。

- (21) 註(14) 前掲森公章「遣唐使の時期区分と大宝度の遣唐使」。ただし他の西海使の事例は派遣時の記録がなく、確言はできない。斉明天皇六年七月乙卯条に、觀毗羅人が本土に帰ろうとして「西海之路」に入ったとあるが、これは東シナ海横断ルートであるようにも思われる。

- (22) 藤田元春「伊吉博徳の書」（『上代日支交通史の研究』刀江書院、一九四三年）。森克己『遣唐使』（至文堂、一九六六年）や註(14) 前掲森公章「遣唐使の時期区分と大宝度の遣唐使」は、根麻呂の船は南島路の開發を行おうとして失敗したという見方を示している。

- (23) 須岸山については、舟山列島の朱家尖島にあてる安藤更生『鑑真大和上伝之研

究』（平凡社、一九六〇年）の見解に従いたい（後述の檀岸山についても同様）。

- (24) 八世紀以後に五島列島から船出するようになった航海においては、当初やや北に流されながらひたすら西を目指したものと思われる。遣唐使ではないが、逆臣とされ官軍に敗れた藤原広嗣は、五島列島（「知賀島」）から東風を得て船出したものの四日後に済州島の付近を航行しており、結局西風が吹き五島列島（「等保知賀島」の「色都島」）に押し戻されてしまっている（『続日本紀』天平十二年（七四〇）十一月戊子条）。

- (25) 註(22) 前掲森克己『遣唐使』は、六五九年の航路を北路で朝鮮半島に至った後の、軍事的緊張による「例外」と捉えており、現在までそのような理解が一般的となっている。

- (26) 『続日本後紀』承和五年（八三八）三月甲申条に、宗像神社などで僧侶に遣唐使の往還の平安を祈らせたことが見える。

「前方後円墳の終焉」から見た胸肩君

小嶋 篤

はじめに

故其先所生之神、多紀理毘賣命者、坐胸形之奥津宮。次市寸嶋比賣命者、坐胸形之中津宮。次田寸津比賣命者、坐胸形之邊津宮。此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也。

(『古事記』上卷)

是時、天照大神勅曰「原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也。故、彼五男神、悉是吾兒。」乃取而子養焉。又勅曰「其十握劍者、是素戔嗚尊物也。故、此三女神、悉是爾兒。」便授之素戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也。

(『日本書紀』卷第一 神代上)

現存する日本最古の文献史料『古事記』・『日本書紀』によると、胸形君・筑紫胸肩君は宗像三女神を奉る一族として記されており、その初出記事から宗像三女神との分かち難い関係が窺える^{〔1〕}。筆者はかつて「墓制と領域・胸肩君一族の足跡」と題した拙稿を記し、宗像三女神を奉る胸肩君の活動領域について考古資料から論証を試みた(図一・二)(小嶋二〇〇九・二〇一一)。その成果は、その後の考古学(岩石学的分析含む)・文献史学による批判検証がなされ、胸肩君についての新たな研究素材として取

り扱われはじめている(井浦二〇一三・二〇一七、井浦他二〇一五、大高二〇一七、池ノ上二〇一八)。本稿は拙稿以後の研究動向もふまえた上で、胸肩君のさらなる実態解明を目指すものである。まずは、胸肩君の活動領域に関する近年の研究成果を概観し、具体的な研究課題を明らかにする。

一、胸肩君と宗形郡

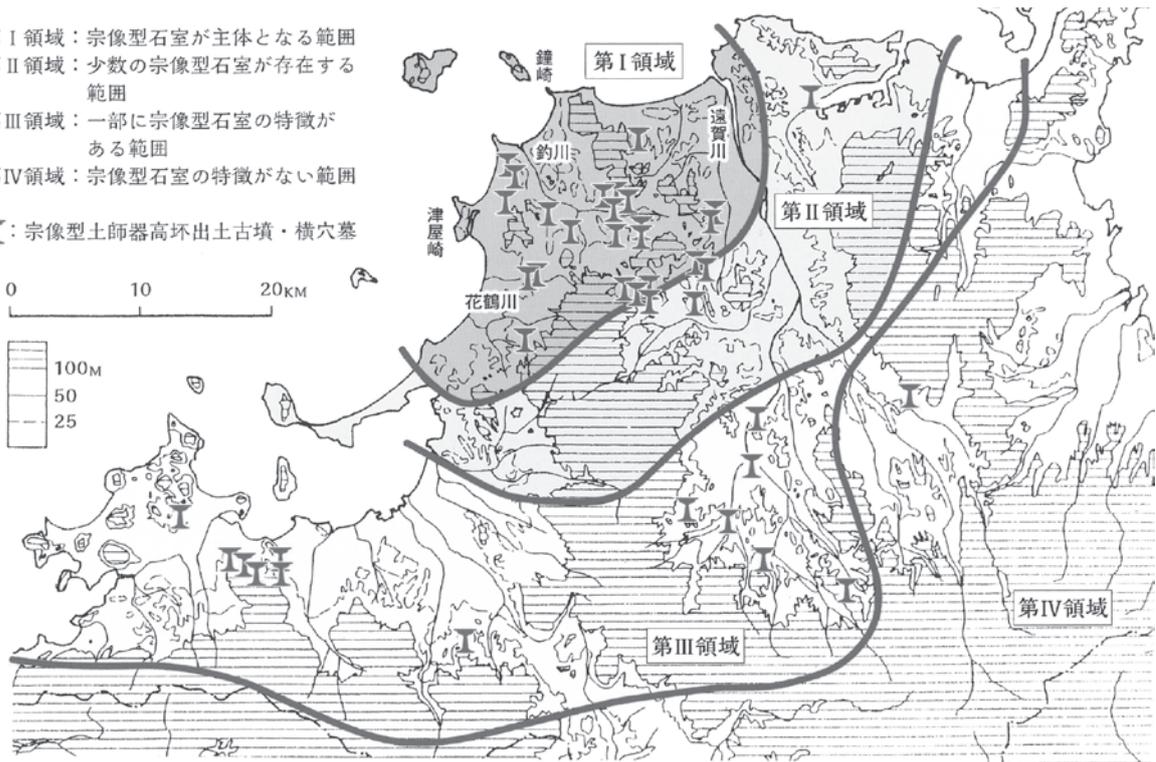
『古事記』、『日本書紀』が完成した奈良時代。胸形君・筑紫胸肩君の後裔氏族である宗形朝臣は、大宰府管内唯一の神郡・宗形郡の郡司・神主を歴任する地方官人として確固たる地位を築いていた(亀井一九九九a・b・二〇一一)。この宗形郡の地理的範囲は、木下良氏や大高広和氏らによる『和名類聚抄』記載の郷名駅名考証により、具体的に示された(図三)(木下一九九九、大高二〇一七)。その成果に基づくと、古代の宗形郡の範囲は、近世以降の宗像郡よりも範囲が広く、「現在の宗像市・福津市に加え古賀市と新宮町まで含む」(大高二〇一七)。大高氏も検証したように、この宗形郡の範囲は、拙稿で提示した「胸肩君と同一墓制の集団が居住した

- 第I領域：宗像型石室が主体となる範囲
- 第II領域：少数の宗像型石室が存在する範囲
- 第III領域：一部に宗像型石室の特徴がある範囲
- 第IV領域：宗像型石室の特徴がない範囲

I：宗像型土師器高坏出土古墳・横穴墓

0 10 20KM

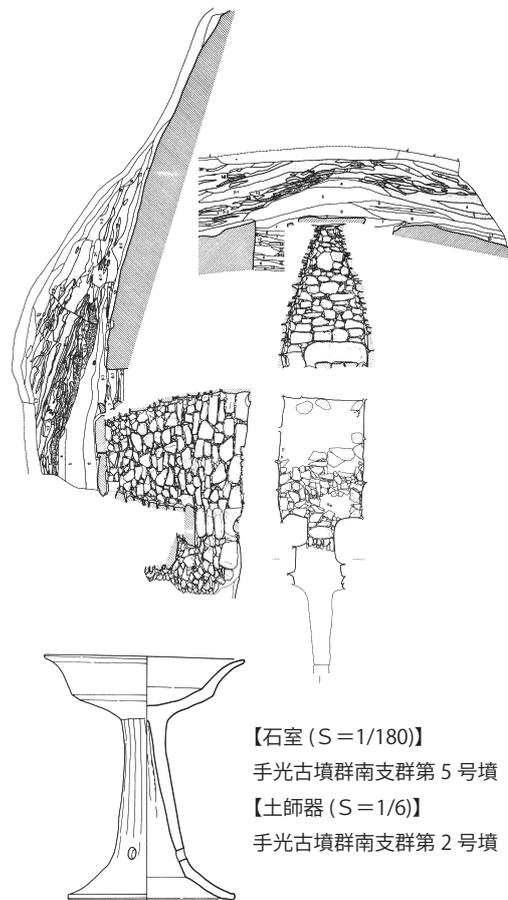
100M
50
25



図一 宗像型石室の分布域と宗像型土師器高坏の分布（小嶋 2012・2017a）



図三 古代宗像郡の地形と範囲（大高 2017）



【石室 (S=1/180)】
手光古墳群南支群第5号墳
【土師器 (S=1/6)】
手光古墳群南支群第2号墳

図二 宗像型石室と宗像型土師器高坏

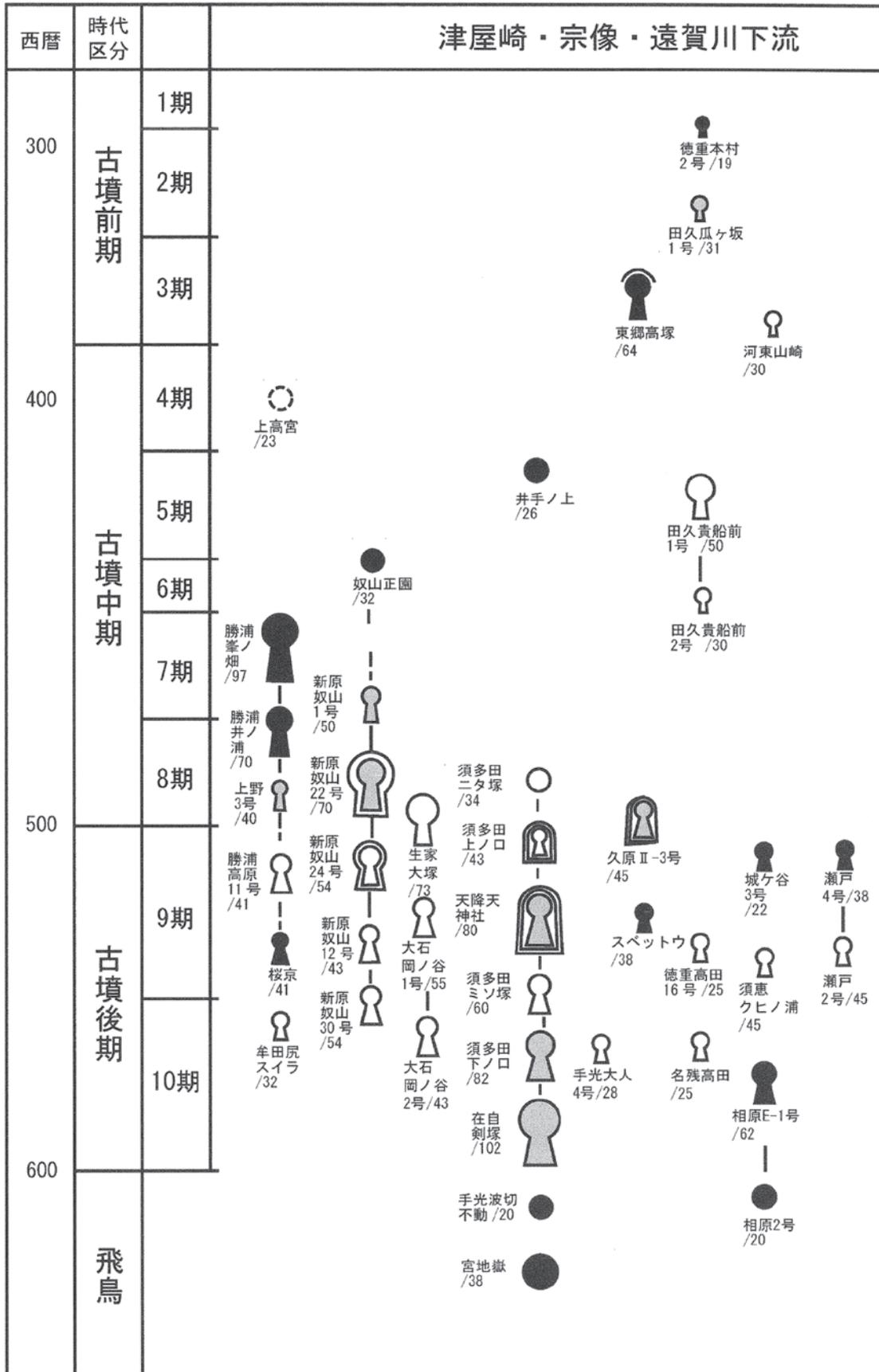
領域（第Ⅰ領域）とほぼ重なる（小嶋二〇一二）。つまり、考古学と文献史学という異なるアプローチから、「律令国家が宗形郡（評）を設定する際に、胸肩君（宗形朝臣）の領域を踏襲的に編成していた」との結論が導き出された（小嶋二〇一六b・大高二〇一七）。そして、考古資料に基づくと、胸肩君の領域は、古墳時代後期には複数の資料（古墳築造技術・葬送儀礼・石材輸送等）から論証可能な状況にあり、古墳時代中期についても大型前方後円墳（首長墓系列）等からその存在が作業仮説として提示できる（井浦二〇一七、池ノ上二〇一八、小嶋二〇一二、重藤二〇一一、篠川二〇一三、花田二〇一二）。

語弊がないように補足すると、筆者が分析結果から提示した領域とは、具体的には胸肩君の服属集団「胸肩部」（後の宗形部）の主要な居住範囲を意図している。胸肩君の支配とは血縁集団に根差したものであり、地理上の領域支配を直接的には形成してはならず、領域内には胸肩君に服属していない豪族も複数存在していたと想定できる。とくに、宗像中枢から離れた花鶴川流域や遠賀川流域では、その傾向は高かったと考えられる。また、主要な居住範囲を外れて、飛び地的に胸肩部が存在したことも想定できる。時期差はあるが、「大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍」に宗形部宿奈売・宗形部阿比太売、『続日本紀』に宗形部堅牛（御笠郡大領）の名が見え、大宝二年（七〇二年）の嶋郡と和銅二年（七〇九年）の御笠郡に宗形部の居住が認められる²⁰。これらの居住が古墳時代までさかのぼり得るかは、考古学を含めた追検証が求められる。その追検証の一端は、すでに発表しており、今津湾沿岸に宗像型石室が分布する点や、福岡平野内の限られた

墓域に宗像型石室が見られる点等の複数の分析結果を提示している（小嶋二〇一二・二〇一七b）。将来的には古墳資料以外からの検証も求められるが、単なる推論ではなく、仮説としての検証に耐え得る情報が出揃いつつあると考えている。

以上のように、宗像三女神を奉る胸肩君の領域は、複数の考古資料・文献史料と別個の研究手法により、相互検証を経た研究成果が着実に積み上げられている。とくに、律令制下における宗形郡の範囲が、近世期の裏糟屋郡を含むとの考証の意義は大きく、筑紫君葛子が献上した「糟屋屯倉」の研究とも直結する（井浦二〇一七、大高二〇一七、木下一九九九）。大高氏は「近年では近世以降の宗像郡が宗像地域であるというイメージが一般のみならず研究者間にも浸透してしまい、鹿部山に隣接する鹿部田淵遺跡や、隣接する馬具埋納坑の発見で注目を浴びる古賀市谷山の船原古墳など、古賀地域の重要遺跡について宗像地域や宗像氏との関係が十分に顧みられていない現状がある」との危惧を提示しており、筆者も同意見である（大高二〇一七）。九州北部の首長墓系列を整理した重藤輝行氏も、「津屋崎古墳群と糟屋平野の間の地域では、古墳時代の各時期を通じて大型墳の継続的築造が認められない。津屋崎古墳群の首長層、ひいては宗像君の生産基盤を考える場合には首長系列の変動に加えて、釣川流域はもちろん、遠賀川河口から糟屋郡北部地域までの広い範囲を対象とする必要がある」と述べており、やはり同様の見解を述べる（重藤二〇一一）。

本稿では、これらの研究動向に鑑みた上で、古代の宗形郡の範囲とも関係する、古墳時代から飛鳥・奈良時代への過渡期に生じた「前方後円墳の



※黒塗りは時期を限定できるもの、灰色は時期が前後する可能性のあるもの、白抜きは時期決定の根拠の弱いもの。古墳名の後の数字は墳裾を基準とした全長ないし直径を示す。

図四 宗像地域の首長墓系列（重藤 2011・篠川 2013 より引用、一部改変）

終焉」の様相から胸肩君を検討する(図四)。なお、以下で宗像地域と記す範囲は、上述した古代の宗形郡の範囲であり、現在の宗像市・福津市・古賀市・新宮町の行政範囲とおおむね重なる。

二、胸肩君の墓域

(一) 宗像地域の終末期古墳

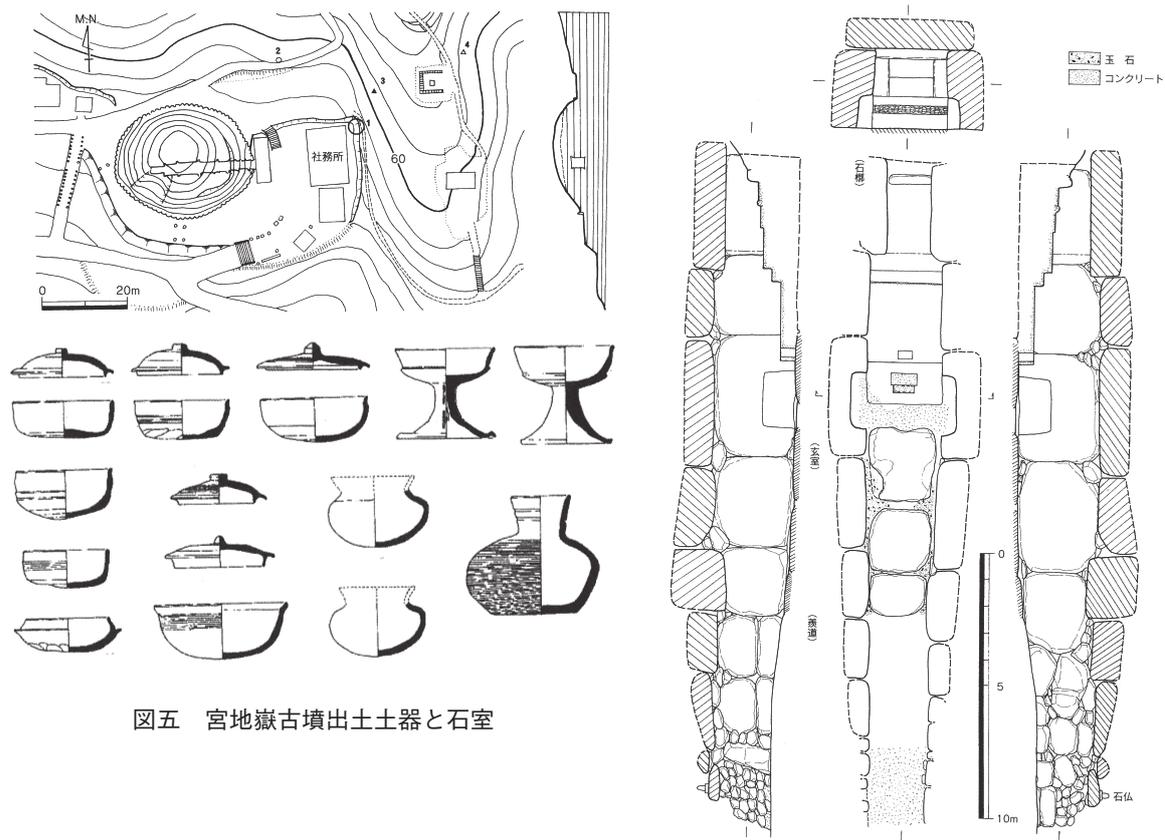
個人名が識別できる最古の胸肩君は、「胸形君徳善」である。胸形君徳善は、『日本書紀』卷二八の天武天皇即位式の記事にて記載され、天武天皇の長子、高市皇子の外祖父であることが明らかにされている。この胸形君徳善の墓所として有力視されているのが、現在の福津市に所在する宮地嶽古墳である。

宮地嶽古墳は、横口式石槨系の長大な横穴式石室を主体部とする古墳である(図五)。墳裾は二次的な削平により消失しており、正確な墳形や墳丘規模は不明であるが、現状の地形から直径三四m前後の円墳と把握されている^③。出土須恵器に小田ⅣA期(TK209型式期)以前の須恵器が含まれないことから、七世紀中頃の造営が想定されている。全長約二二mの長大な横穴式石室と副葬品として納められた巨大な金銅装頭椎大刀、金銅製馬具、ガラス板等の存在は、宗像地域の有力首長が葬られたことを示している。その被葬者に胸肩君の族長を想定することに異議はない。豪華な副葬品もさることながら、造墓の視点から眺めると、巨石を山の中腹まで引き上げる作業には、相当な労働力の確保が必要なことは容易に想定

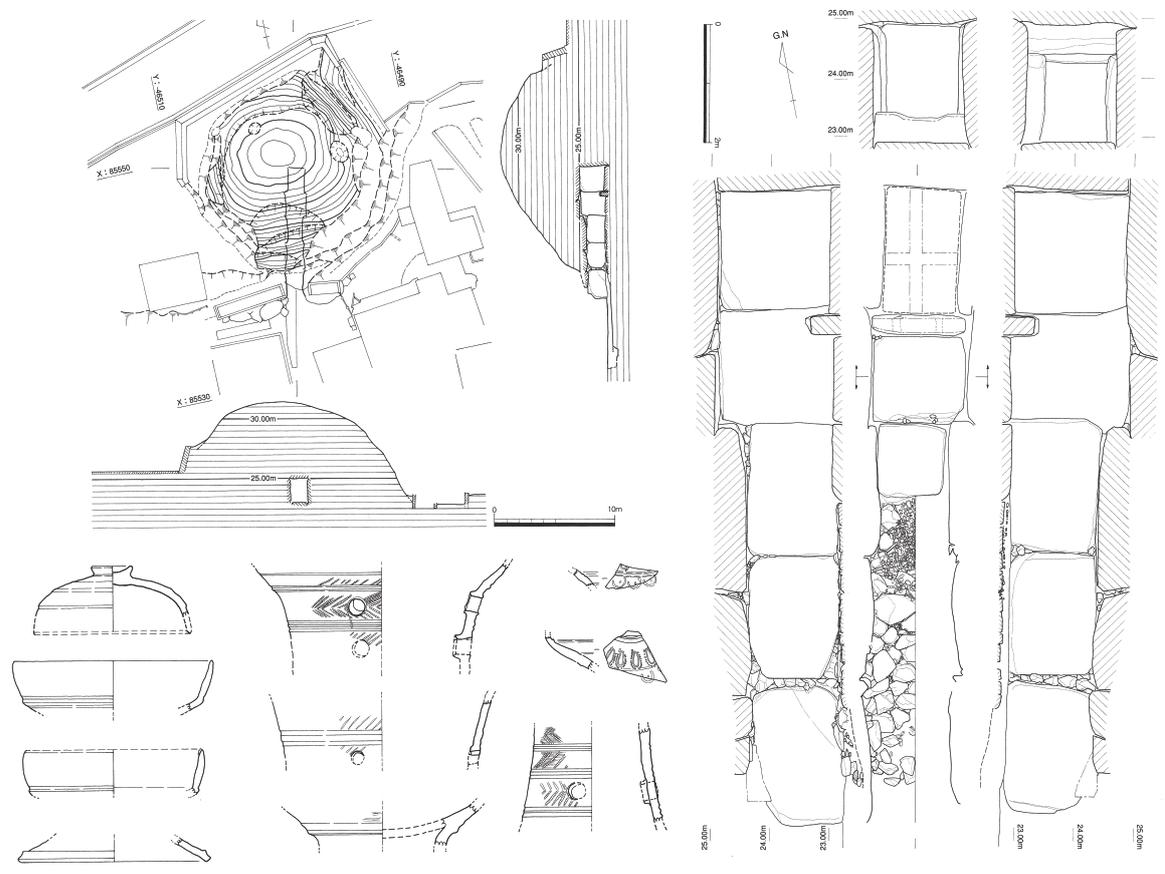
できる。

この宮地嶽古墳と同様の横口式石槨系石室を内部主体とする古墳が、同じ福津市に所在する手光波切不動古墳である(図六)。手光波切不動古墳は二〇一〇年にはじめて発掘調査が実施され、古墳築造時期について、石室構造・石材・須恵器・馬具から最新の見解が示された(井浦二〇一三)。調査担当者の井浦一氏の見解に基づくと、手光波切不動古墳の石室は六世紀末のシシヨツカ古墳(大阪府)を最古例とする石室系横口式石槨の影響で成立し、出土遺物等の総合的な調査成果から、築造及び初葬の年代は七世紀前半(小田ⅣA期)と考えられる(井浦二〇一三)^④。つまり、従来想定されていた「宮地嶽古墳↓手光波切不動古墳」ではなく、「手光波切不動古墳↓宮地嶽古墳」という変遷に、より具体的な論拠が提示されたことになる(下原二〇一六)。なお、手光波切不動古墳も墳裾が二次的に削平されており、現状の地形から直径約二五mの円墳と把握されている。

以上のように、宮地嶽古墳と手光波切不動古墳は、横穴式石室内部や墳形・墳裾の改変といった二次的に消失した情報は多い。しかし、横口式石槨に系譜をもつ横穴式石室の存在は確実であり、九州島内の稀少な事例と評価できる。新宮町相島からの石材輸送をふくむ造墓労力をふまえても、両古墳が後の宗形郡内における上位首長墓であったと位置づけられ、その被葬者は胸肩君であったと判断できる。宮地嶽古墳と手光波切不動古墳の存在は、宗像地域の特殊性、ひいては胸肩君の革新的側面を物語る考古資料と言えよう。



図五 宮地嶽古墳出土土器と石室



図六 手光波切不動古墳出土土器と石室

(二) 宗像地域の後期前方後円墳

手光波切不動古墳の築造時期である七世紀前半は、西日本各地における前方後円墳の終焉時期と重なる(図四)。宗像地域の古墳時代首長墓については、池ノ上宏氏、宇野慎敏氏、重藤輝行氏、花田勝広氏、久住猛雄氏・宮元香織氏らの重厚な研究蓄積がある(池ノ上一九九八、宇野二〇一〇、重藤二〇一一、花田二〇一二、久住・宮元二〇一〇)。その成果に基づくと、古墳時代中期後半以降の津屋崎古墳群では、全長八〇m前後の前方後円墳が相次いで築造されており、九州北部を代表する大規模古墳群を形成したことが把握できる。

前方後円墳の築造は、前方後円墳集成一〇期まで継続しており、大石岡ノ谷2号墳や須多田下ノ口古墳、在自剣塚古墳等がその終焉的位置づけとなる。いずれの古墳も確実な時期決定資料を欠くが、小田編年ⅢB期(TK43型式期)の在自剣塚古墳出土須恵器等が数少ない論拠となる。ただし、釣川流域では、石室構造と出土土器から小田編年ⅢB期(TK43型式期)に位置づけられる相原E1号墳が存在しており、宗像地域での前方後円墳の存続が確実視できる(図七)。なお、相原古墳群内では、後続する首長墓の相原A2号墳(小田編年ⅣA期(TK209型式期))において円墳が採用されている(図七)。手光波切不動古墳の最新知見を加味しても、宗像地域での前方後円墳の終焉は小田編年ⅢB期ⅣA期(TK43型式期)~TK209型式期)のいずれかの時期に生じたと見通せる。

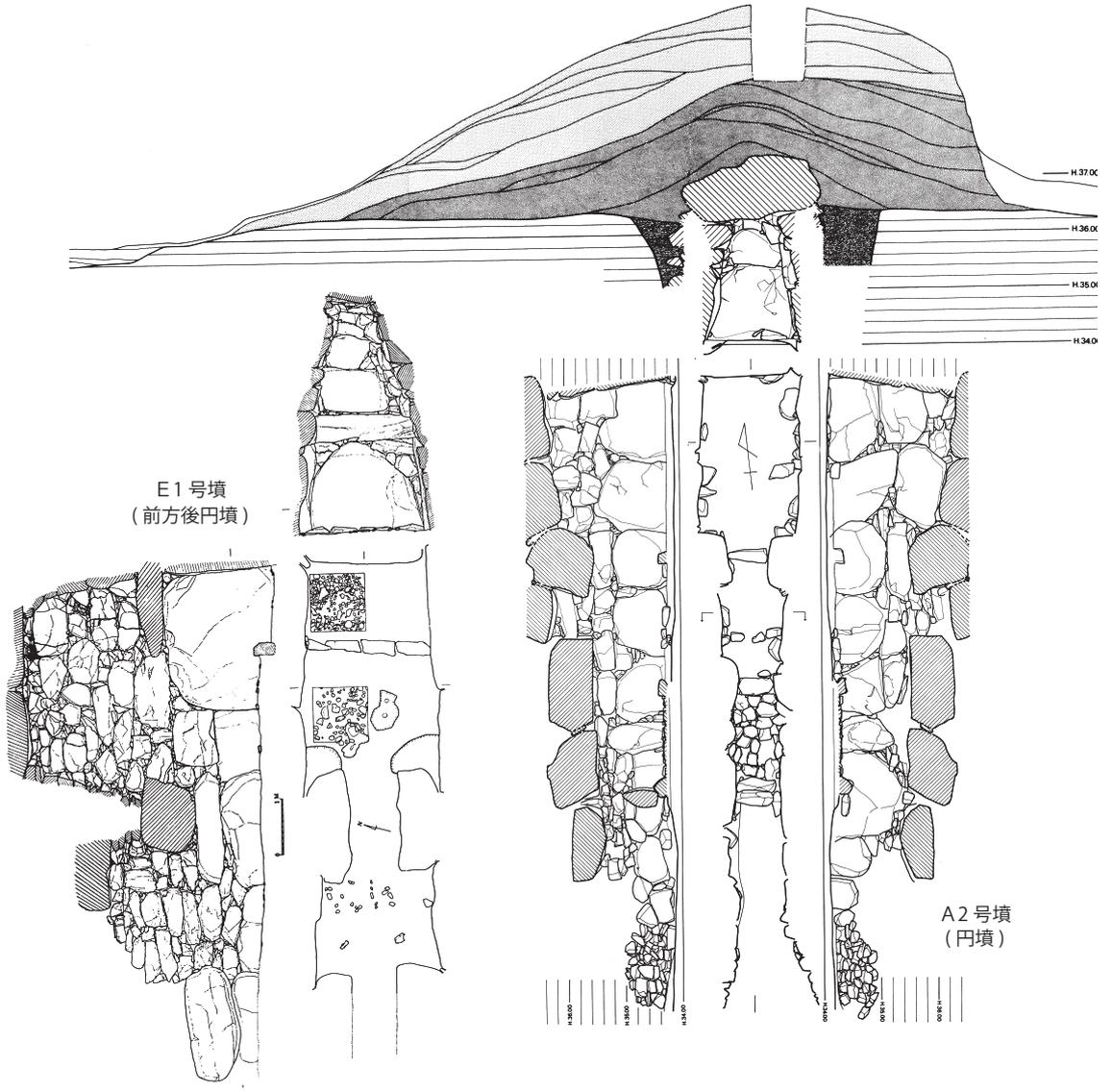
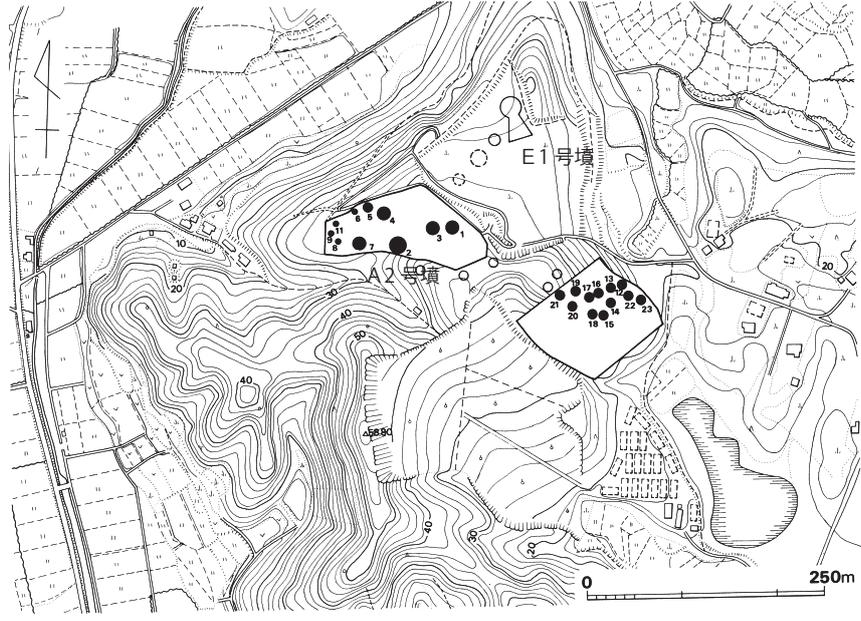
津屋崎古墳群に話を戻すと、最後の前方後円墳と目される在自剣塚古墳の墳長は約一〇二mを測り、当該期の九州における最大級の前方後円墳の

一つである。このことは、胸肩君が前方後円墳の造墓に多くの労働力を投入し、前方後円墳を頂点とする造墓秩序を脈々と維持していたことを意味する。今後の調査研究による造営年代のさらなる絞り込みが期待されるが、少なくとも、相原古墳群の事例から、宗像地域が西日本でも最も遅くまで前方後円墳が築かれていた地域の一つであったことは確実である。この現象は、胸肩君の保守的側面を物語る考古資料と評価できる。

(三) 小結

宗像地域における前方後円墳の終焉は、「前方後円墳↓方墳」という大王墓の変遷に端を発するものであり、列島規模で連動するとの評価は揺るがない(下原二〇〇六・二〇〇九・二〇一六)。前方後円墳体制とも称される造墓秩序は、頂点に位置する大王墓の墳形変更により崩れた。前方後円墳築造停止後も大型古墳の築造は継続するが、方墳体制とも言うべき新たな造墓秩序が形成される(下原二〇〇六)。

宗像地域の特色は、前方後円墳体制から方墳体制への移行期において、旧来の前方後円墳築造を維持するとともに、石室系横口式石槨という新来の古墳構築技術も即座に導入するという二面性にある。以下では、胸肩君が前方後円墳の築造を維持する過程で、宗像地域の中心と周縁でどのような現象が生じていたかを検討する。



図七 相原古墳群 【石室 (S = 1/120)】

三、玄界灘沿岸域における前方後円墳の終焉

玄界灘沿岸域における前方後円墳の終焉については、下原幸裕氏による終末期古墳の研究や、重藤輝行氏の首長墓系列の研究、複数回におよぶ九州前方後円墳研究会での検討により、おおよその共通見解が醸成されている(下原二〇〇六・二〇〇九・二〇一六、重藤二〇〇九・二〇一一、久住・宮元二〇一〇)。その共通見解とは、「前方後円墳集成一〇期(六世紀後半～七世紀前半)には前方後円墳が存在しなくなる地域が多く、存在しても小規模化する場合が多い。ただし、宗像地域は例外的に一〇期の大型前方後円墳があり、糸島地域もこれに準じる可能性がある」というものであり、「古墳築造数が最も多い福岡平野では、大型前方後円墳の築造が相対的にはやく終焉している」ことも大勢として認められている。本稿では、このような前方後円墳の終焉に見られる地域差について、例外的と評される宗像地域(後の宗形郡・第I領域の範囲)の事例から検討する。

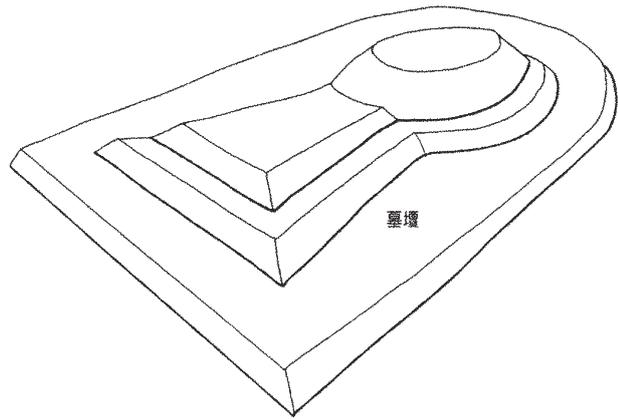
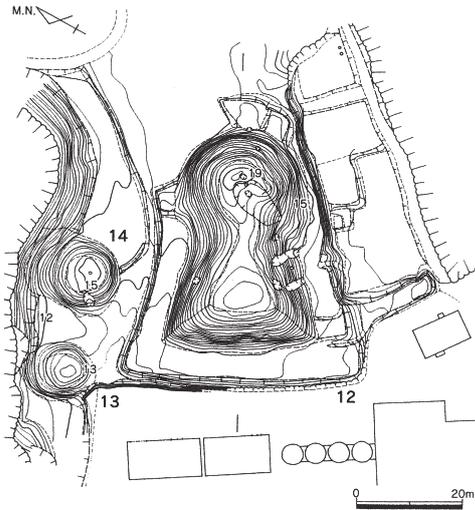
(一) 在自剣塚古墳の検討

宗像地域でも最も前方後円墳が集中する津屋崎古墳群の様相に着目する。津屋崎古墳群では、長年の分布調査・墳丘測量の成果に基づいて、前方後円形の墳丘の下層に盾形のテラス状施設「基壇」をもつ古墳が複数確認されている(図八)(池ノ上二〇一八)。池ノ上氏による基壇の指摘は重要で、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山一二号墳、須多田ミソ塚古墳、在自剣塚古墳といった津屋崎古墳群内部の支群が異なる前方後円墳において、類

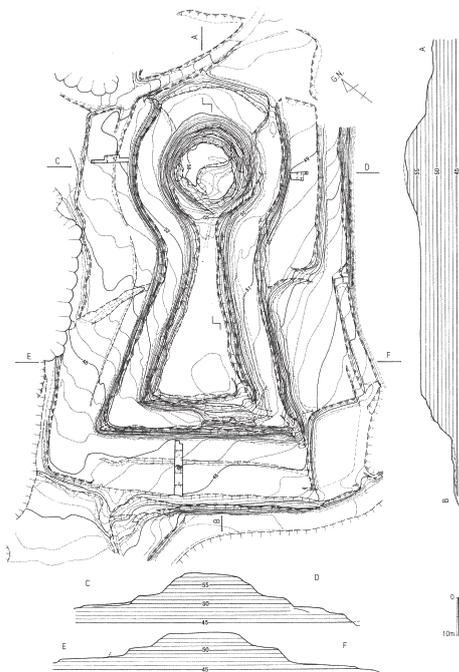
似した古墳構築技術・墳丘設計が用いられていたことが客観的に示された。この客観的事実は、津屋崎古墳群内に分散する前方後円墳を造営した集団の同一性を示す論拠の一つであり、さらには津屋崎古墳群の構成軸が同族墓群であるとの仮説を補強する⁽⁵⁾。

さて、この基壇は津屋崎古墳群最後の前方後円墳と目される在自剣塚古墳でも確認できる(図九)。基壇の大きさは、残存長で墳丘長軸約一一五m×墳丘幅軸約八七mを測り、現地表面からの標高差は約一～二mある。基壇の復元長は、尾根斜面上方との接続状況に検討の余地があるが、墳丘長軸約一三〇m×墳丘幅軸約九三mを測る。つまり、前方後円墳を側面から眺めれば、墳丘下部にある地山整形を主体とした「段差Ⅱ基壇」が視覚的な墳丘を構成しており、三段築成の前方後円墳と遜色ない景観となる(図九下段写真)。改めて、在自剣塚古墳を俯瞰してみると、本古墳は対馬見山から西にのびた尾根線上に立地しており、基壇も自然地形の高まりを巧みに取り込んで築かれている。いわゆる「山寄せ」の前方後円墳と評価できる。在自剣塚古墳で見られる「山寄せ」による墳丘構築作業の省力化は、汎列島的に見られる現象であるが、その一方で宗像地域の古墳構築技術からの評価も加えなければならない。

筆者が定義する宗像型石室では、深い墓坑内に横穴式石室を構築することで危険な天井石の引き上げ・架構作業を省力化する技術的特徴がある。この特徴は墳丘盛土とも関連しており、宗像型石室では墳丘盛土は「後載せ」に近く、壁体の構築・維持と墳丘盛土の関係性は相対的に低い(図二七)⁽⁶⁾。さらには、周溝掘削による盛土の確保は、より純粋に墳丘規模と



図八 新原・奴山 12 号墳と「基壇」模式図
(池ノ上 2018)



国土地理院撮影の空中写真 (1974 - 78 年撮影)



空中写真の土地利用状況からも明らかなように、「基壇」の上に前方後円墳が築かれている。側面あるいは海側から眺めると、基壇の段差で三段築成墳のように視認できる。

図九 在自剣塚古墳 (墳丘測量図・空中写真・墳丘南東側の側面写真)

相関する。このように、宗像型石室の着眼点は、単なる石組みや墓坑の深さといった形態的特徴ではなく、むしろ、古墳構築全体の作業工程や作業空間を研究射程の念頭に置いたものである。

このような特徴をもつ宗像型石室を採用した古墳は、明確な周溝自体が存在しない、またはゆるやかな周溝、部分的な周溝をもつという事例が大半を占める。その景観は自然地形から漸移的に墳丘に接続することで、盛土範囲以上に墳丘を大きく見せる視覚的効果も生み出している。つまり、宗像地域では、「山寄せ」による墳丘構築技術が通時的に培われており、その技術が大型前方後円墳の基壇とも通じていると判断できる。

(二) 船原古墳の検討

次に、宗像地域の中心である津屋崎古墳群を離れ、宗像地域の外縁の事例に着目する。古賀市所在の船原古墳（旧・船原3号墳）は、近年の発掘調査により、前方後円墳であることが明らかにされた（森下・甲斐二〇一六）。本古墳は、すでに正式報告がなされている石室や出土須恵器から、小田ⅣA期（TK209型式期）の前方後円墳と判断できる。この船原古墳が古代・宗形郡の範囲、拙稿の第Ⅰ領域に属していることは上述したとおりであり、宗像地域外縁における前方後円墳の終焉の様相を検討できる。

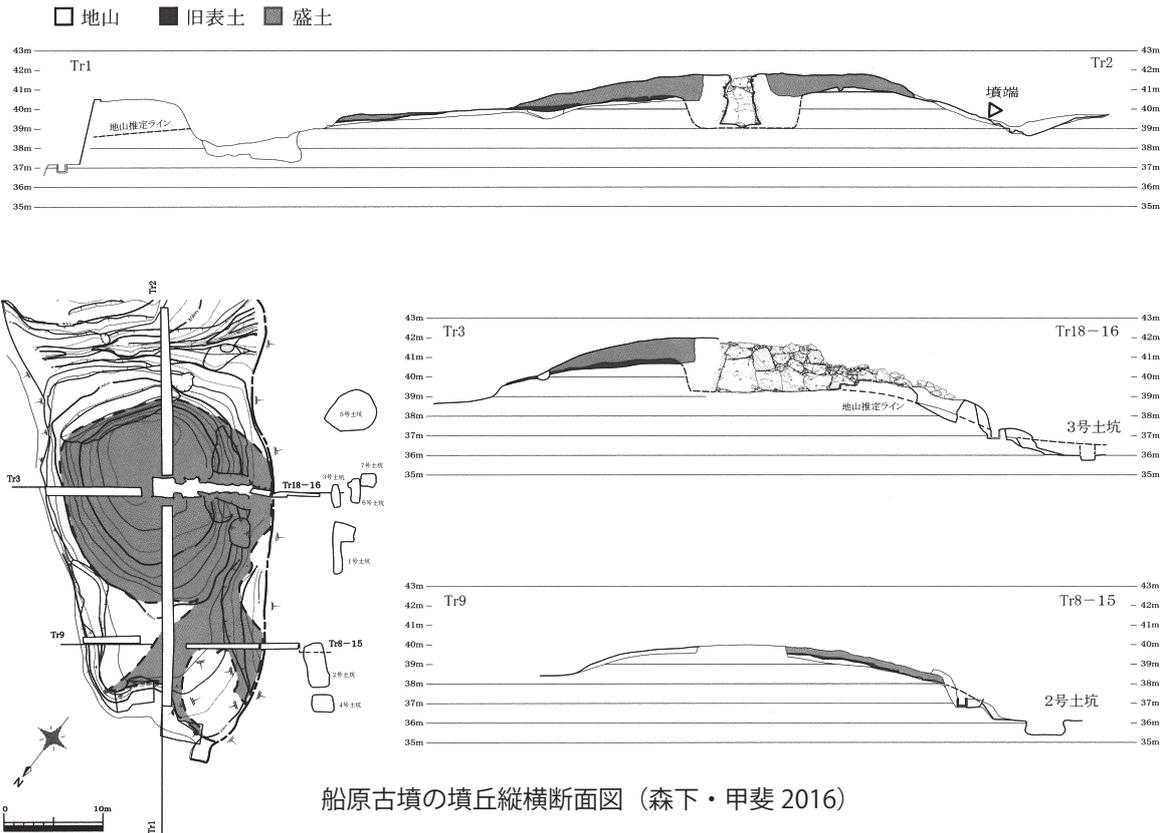
船原古墳は、三郡山系に連なる鋤先山から東にのびた尾根線上に立地している（図一〇）。現在、古墳北側が造成土により盛土されているが、一九七〇年代の国土地理院空撮を見ると北側にも田畑が広がる。船原古墳群がある尾根は、田畑に囲まれた舌状低丘陵となっており、微高地の頂部に

墳丘が立地していることが分かる。そして、船原古墳を一躍著名にした埋納土坑群は、舌状低丘陵の裾で発見された。

古墳本体（盛土範囲や石室）と埋納土坑群の間には、約6mの距離と約2mの段差がある。この距離感から発見当初より両者の有機的関係が疑問視されてきたが、墳丘出土須恵器片と二号土坑墓出土須恵器片の接合が確認されたことで、客観的に両者の関係が実証された（森下・甲斐二〇一六）。この事実は、古墳本体と埋納土坑との間にある段差も古墳を構成する要素であったことを意味する。すなわち、船原古墳は盛土墳丘とその下部にある段（段差約2m）が組み合った構造物と把握できる。集落があると見られる谷側や後の古代官道側から眺めたとき、船原古墳の墳丘は低丘陵の段差と組み合うことで、盛土範囲以上に大きく視認できる。墳丘から離れた段の裾に土坑群を掘削し、多くの埋納品を納めた人々も同様の認識をしていたと考えられる。

(三) 「宗像」から眺めた船原古墳

船原古墳には在自剣塚古墳等の津屋崎古墳群で見られた「段差」が内包されており、両者に共通する要素を抽出することができる。他に「宗像」と共通する要素を探すと、報告書等でも述べられている前方部の低さが挙げられる（森下・甲斐二〇一六、岩橋・甲斐・森下二〇一七）。森下靖士氏・甲斐孝司氏によると、「前方部が発達しない六世紀後半代以降の前方後円墳は、近隣の宗像と筑紫・福岡市早良区・糸島にかけて比較的確認できる。特に、宗像では宗像君の首長墳以外の前方後円墳に多く、装飾古墳として



官道側から眺めた船原古墳 (写真中央)

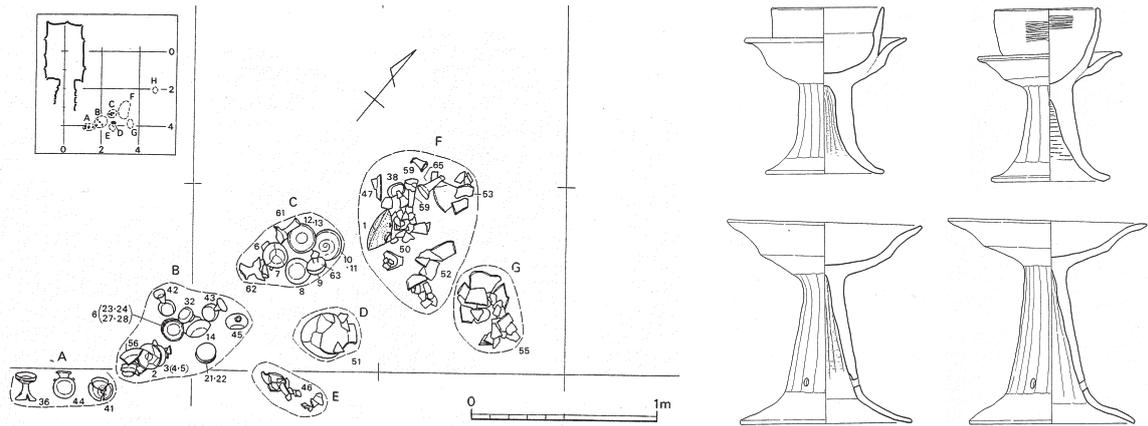
圃場整備により旧地形は失われているが、船原古墳の墳丘が舌状低丘陵(囲み部分)と一体化して築かれていることが分かる。丘陵端部の地山整形の情報も失われているが、築造当時は二段築成墳のように見えたであろう。写真左側は1970年代以降の造成で、盛土されている。

1970年代の船原古墳の周辺環境

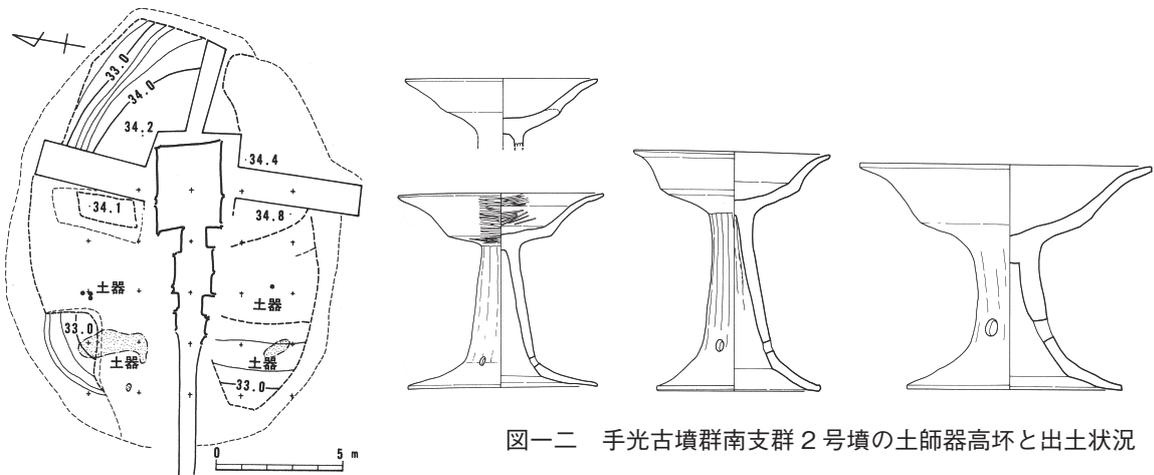
国土地理院撮影の空中写真(1974-1978年撮影)で眺めた船原古墳の周辺環境である。写真右下(南東)から写真左上(北西)にのびた尾根・舌状低丘陵の先端頂部に船原古墳(○部分)が立地していることが分かる。



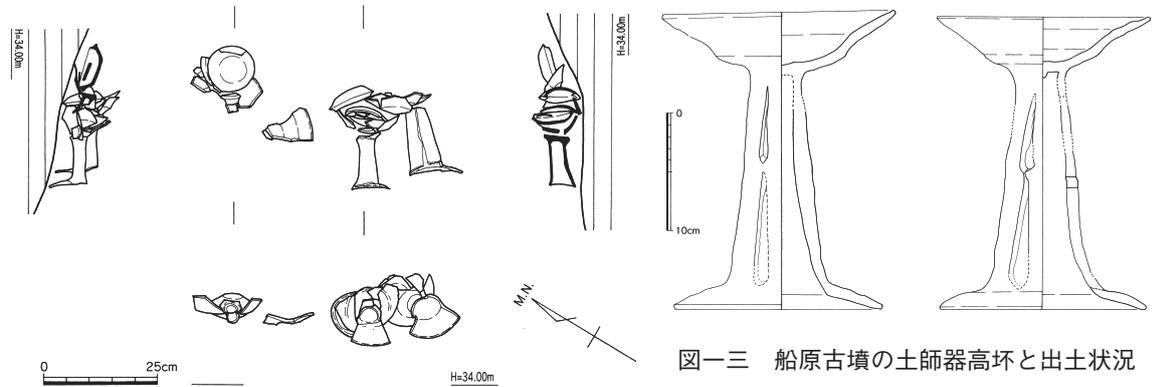
図一〇 船原古墳(墳丘断面図・墳丘遠望写真・空中写真)



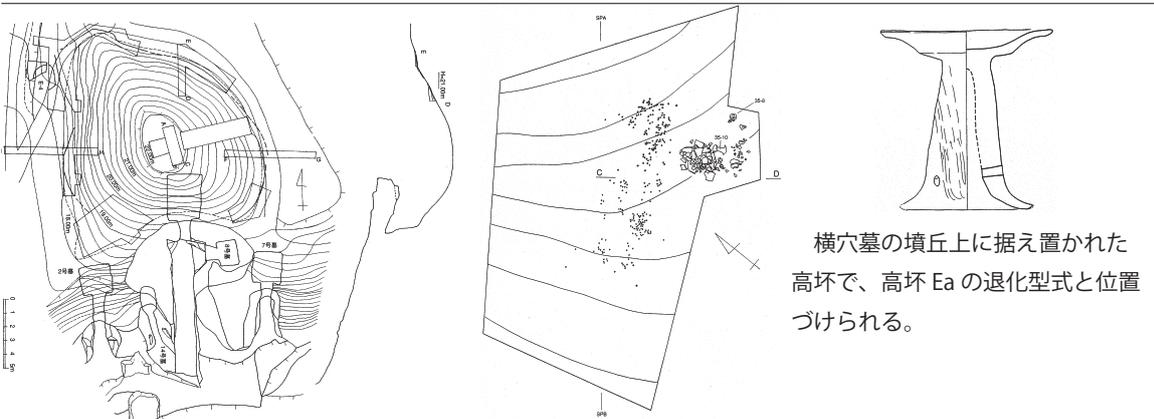
図一 新原・奴山5号墳の土師器高坏と出土状況



図二 手光古墳群南支群2号墳の土師器高坏と出土状況



図三 船原古墳の土師器高坏と出土状況



横穴墓の墳丘上に据え置かれた高坏で、高坏Eaの退化型式と位置づけられる。

図四 古月横穴の土師器高坏と出土状況

著名な桜京古墳をはじめ、大石岡ノ谷一号墳、大石岡ノ谷二号墳、相原E1号墳など管見するだけでも八例ある」(森下・甲斐二〇一六)。宗像は当然、宗像型石室の中心分布域(第I領域)であるが、福岡市早良区、糸島という範囲は、宗像地域外でも例外的に宗像型石室が色濃い範囲(第III領域の一部)であり、両者の分布域は重複する(小嶋二〇一二・二〇一七b)。

加えて、埋納土坑出土須恵器に含まれる脚付甕や、墳丘くびれ部から出土する折衷型の土師器高坏Eaも共通要素として挙げられる(小嶋二〇一二)。とくに、土師器高坏Eaは「宗像型土師器高坏」と呼んでも差し支えないほどの際立った器であり、全出土品の約八割が墳丘・周溝出土という点から墳丘祭祀との関わりが強く認められる土器である(図一一〜一四)。さらに、船原古墳では土師器高坏の上に須恵器坏を重ねた状態が確認でき、供献時の土器配列においても新原・奴山古墳群等との類似性は極めて高い。大規模な盗掘を受けているため、消極的な評価となるが、主体部内からの土器出土がない点にも類似点が認められる(小嶋二〇一二)。以上を総括すると、津屋崎古墳群と船原古墳は、古墳構築技術と葬送儀礼の双方において、共通要素を見出すことができる。

その一方で、船原古墳には津屋崎古墳群とは異なる要素も複数存在する。まず、主体部の横穴式石室が典型的な宗像型石室ではない。巨石墳となるため判断が難しいが、墓坑の範囲が広く、基底石を据える作業空間が宗像型石室と異なる。墓坑の深さも、腰石の巨石化に伴う技術上の時系列変化としても把握できる(津曲二〇〇四)。石積みや空間設計の総体をふまえれば、福岡平野側の横穴式石室(筑紫型石室)、あるいは排水溝の存

在もふまえ豊前地域の横穴式石室(筑豊型石室・豊前型石室、橋塚タイプ)との関わりも注視しなければならない(朝岡二〇一三・田村一九九九・小嶋二〇一五)①。また、先に挙げた脚付甕は宗像との共通要素であるが、須恵器総体として見た場合は、宗像窯跡群の供給のみでは完結しない。船原古墳が属する花鶴川流域は、宗像窯跡群と牛頸窯跡群に挟まれた中間地域として存在しており、双方の製品が流通している(田尻・石川二〇〇八)。このような点において、古代宗形郡の領域内であっても、津屋崎沿岸・釣川流域と花鶴川流域では、物流面で大きな違いが認められる。いずれにせよ、船原古墳は「宗像」の要素のみでは構成されていない。土師器高坏Eaを須恵器高坏(長脚二段透)と折衷させる点が象徴的に示すように、中央・地方・諸外国の複数の要素を組み合わせて、独自の古墳構築と葬送儀礼を成立させていると判断できる(図一一〜一四)。

(四) 小結

上記では、大型前方後円墳が継続する宗像地域(後の宗形郡・第I領域の範囲)を対象に、その中心と外縁の事例を検討した。その過程で、池ノ上氏が呼称する「基壇」、あるいは墳丘基盤にある「段差」の存在に着目し、墳丘構築技術や視覚的認識の共通性を指摘した。

玄界灘沿岸域における前方後円墳集成一〇期(六世紀後半〜七世紀前半)の前方後円墳は、宗像地域(宗像市・福津市・古賀市・新宮町)と糸島地域(糸島市・福岡市西区)に分布しており、津屋崎古墳群では在自剣塚古墳のような墳丘一〇〇mを超える大型前方後円墳も含まれている。そして、

前方後円墳の分布範囲は宗像型石室の分布域、墓域での土師器高坏Eaの出土分布域とも大部分で重複する。以上をふまえると、前方後円墳集成一〇期の玄灘沿岸域における前方後円墳の維持と分布には、胸肩君という『中心』が存在すると結論できる。

四、胸肩君の古墳造営

(一) 胸肩君の小造墓秩序圏

下原幸裕氏が実証したように、西日本における前方後円墳の終焉は、中央(大王墓)と地方(豪族)の関係を基に、広域での連動が認められる(下原二〇〇六・二〇〇九・二〇一六)。その結論は、都出比呂志氏が提唱した「前方後円墳体制」とも整合しており、ヤマト政権が築いた造墓秩序が日本列島の広域で機能していたことを物語る(都出一九九一)。本稿では、この広域での造墓秩序に内包される前方後円墳終焉の地域差に着目し、玄灘沿岸域での地域差を生じさせた要因の一つに胸肩君の存在があると結論づけた。

津屋崎古墳群は古墳時代中期から造墓活動を活発化させ、古墳時代後期には宗像地域を中心に玄灘沿岸で、類似した古墳構築技術と葬送儀礼を拡散した(図一・四)。その分布域は一過性のものでなく、継続的に維持されており、何らかの基本構造が存在する。つまり、ヤマト政権が築いた大造墓秩序圏の内部に、胸肩君が築いた小造墓秩序圏(小前方後円墳体制)が存在したと考える。この小造墓秩序圏の中心軸は「胸肩君・胸肩部」

であるが、同一地域内に居住する他豪族(胸肩君と従属関係にない豪族)の造墓活動にも影響を与えている。その影響とは、具体的には造墓行為における相互協力関係(技術者・労働者の派遣)や豪族間の対抗意識によって生じたと考えられる。上記で検討した船原古墳に葬られた豪族も、考古資料から抽出できる共通要素から、胸肩君と無関係に存在していたとは考え難い。本稿で提示した小造墓秩序圏とは、主従関係の範囲を超えたところでも機能する部分がある。日本列島の古墳墓制とは、大造墓秩序圏の内部に形成された小造墓秩序圏の連なりと相互の重複、さらには九州北部で顕著な諸外国の造墓秩序圏との接触によって成立すると考えられる。

(二) 胸肩君による前方後円墳の維持

次に、胸肩君による前方後円墳の維持という根本的な問題を考える。この本質的な問いに答えるには、古墳そのものを意識的に捉え直す必要がある。

古墳は死者の埋葬を主目的とした構築物である。死者を「黄泉国に送る」には、人々が信じる適切な手順、すなわち正しい葬送儀礼をふまなければならない。考古学による発掘調査では、遺体や棺・副葬品・供献品がどのような場所に、どのような過程を経て安置されたのか等の痕跡を調べることで葬送儀礼を検討する。

宗像型石室を含むすべての九州北部の後期古墳を対象に葬送儀礼を検討すると、宗像地域の古墳には特異な痕跡を見出すことができる。その特異性とは、「石室内からほとんど土器が出土せず、墳丘上から多量の土器が出土する」点にある(小嶋二〇一二)。古墳時代中期の渡来文化の導入を

経て、日本列島の古墳文化にも、埋葬施設内における食料副葬・土器副葬が急速に普及し、古墳時代後期には普遍的に石室内から土器が出土する。このような広域的動態の中にあつて、宗像地域の古墳では、古墳時代前期（後期を通じて土器副葬が浸透しない。つまり、宗像地域の古墳では、横穴式石室という新来の墓制を積極的に導入し、改変していく一方で、古墳時代前期以来の伝統的な墳丘祭祀を踏襲し続ける状況にある。この葬送儀礼は宗像地域に居住していた集団、胸肩君が維持し続けてきた、遺体埋葬の適切な手段である。

胸肩君が継続した墳丘祭祀は、宗像型石室の構築方法とも思想面で関係する。宗像型石室は他地域と比べても遜色ない横穴式石室であるが、深い墓坑内部に石室を構築する特徴がある（釜瀬一九九六）。そもそも墳丘墓や前方後円墳は、墳丘頂部に掘削した墓坑内部で完結するように主体部を築き、遺体を埋葬した構造物であり、石室の構築と連動させて墳丘を築造する構造物ではなかった。宗像型石室は横穴式石室という新来墓制に対応しているが、墓坑内部に石室を築くという点において、技術面だけでなく、思想面でも連続性が認められる。つまり、墳丘祭祀のみが堅穴系埋葬施設と連続性をもつというのではなく、石室構造も含めた複合的な連続性を有する。

このような古墳時代後期における墳丘祭祀を象徴する土器が、土師器高杯 E a である（重藤二〇〇九、小嶋二〇一二）。宗像地域で用いられた土師器高杯 E a は長い脚部をもち、裾に小さな円形透孔が三方向に穿たれている。そして、器面は光沢をもつほどの丁寧なミガキ調整を施す。この三方向の円

形透孔と緻密なミガキ調整を組み合わせたデザインは、古墳時代前期の日本列島でひろく採用されていたデザインとなる。古墳時代中期には廃れてしまふデザインだが、宗像地域のみは古墳時代後期において、旧来のデザインを復古的に採用して増産する。この「復古調デザイン」となる土師器高杯は現在までに一一〇点を確認しているが、その約八割が古墳の墳丘上から出土しており、墳丘祭祀と強い相関関係が認められる（図一一～一四）。

復古調デザインの高杯を用いた墳丘祭祀は、今日の感覚から見ると「意図的な伝統の創出」に近い印象を受ける。いずれにせよ、宗像三女神を奉るための正しい神まつりの所作と同様に、首長を葬る際の正しい葬送儀礼を確立していたことは確かである。つまり、胸肩君にとっての前方後円墳は、権威の象徴であり続けるとともに、墳丘祭祀を構成する舞台としても機能し続けたと結論できる。前方後円墳終焉の地域差を生じさせた要因は、古墳時代豪族を形づくった社会構造とともに、各豪族の個別的な事情も組み合っていると考えられる。

（三）文献史料から眺めた造墓動員

最後に文献史料を基に造墓動員の事態を検討することで、胸肩君の古墳造営の具体像についての見通しを述べる。終末期古墳と呼ばれる飛鳥時代の古墳造営は、考古資料に基づいて実態説明が図られている他、文献史料からもその具体像を窺うことができる。

適是時、蘇我氏諸族等悉集、爲嶋大臣造墓而次于墓所。爰、摩理勢臣壞墓所之廬、退蘇我田家而不仕。

〔『日本書紀』卷第二十三、舒明天皇即位前紀〕

又盡發舉國之民、并百八十部曲、預造雙墓於今來。一曰大陵、爲大臣墓。一曰小陵、爲入鹿臣墓。望死之後、勿使勞人。更悉聚上宮乳部之民、乳部、此云美父。役使埜堯所。

〔『日本書紀』卷第二十四、皇極天皇元年〕

上記に挙げた二つの記事は、方墳体制の構築に深く関与した蘇我氏の造墓動員の実態を探れる史料である。まず、舒明天皇即位前紀の造墓記事であるが、嶋大臣（蘇我馬子）の生前墓を築くために、蘇我一族が集結し、古墳の近くに宿営していることがうかがえる。また、「墓所之廬」とあることから、簡易的な小屋での宿営が認められる。次の皇極天皇元年の造営記事では、古墳造営に際して「国中の百八十にあまる部曲を動員」し、さらには「太子の養育料として定められた部民を、すべて集めて墓の工事に使った」ことが分かる。当然ながら、本記事は蘇我氏の専横を非難するために記されたものであり、すべての記載を史実と直結して考えることはできない。しかし、専横非難を差し引いても、蘇我氏の造墓動員が「①血縁集団（蘇我氏）と②部曲（蘇我氏への服属集団）」が主体となっていることは認められよう。専横を象徴する事例として非難されているのは、皇族に服属している部民を動員した点にあり、直接的な主従関係にない部曲を動員することは、非社会的行為であったと判断できる。

このような部曲の帰属問題については、宗像に關係する記事が『日本書紀』に残されている。

五年春三月戊午朔、於筑紫所居三神、見于宮中、言「何奪我民矣、吾

今慚汝。」於是、禱而不祠。〔『日本書紀』卷第十二、履中天皇五年〕

冬十月甲寅朔甲子、葬皇妃。既而天皇、悔之不治神崇而亡皇妃、更求其咎、或者曰「車持君、行於筑紫國而悉校車持部、兼取充神者。必是罪矣。」天皇則喚車持君、以推問之、事既得實焉。因以、數之曰「爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也。既分寄于神車持部、兼奪取之、罪二也。」則負惡解除・善解除而出於長渚崎令祓禊。既而詔之曰「自今以後、不得掌筑紫之車持部。」乃悉收以更分之、奉於三神。

〔『日本書紀』卷第十二、履中天皇五年〕

この二つの記事では、筑紫に派遣された車持君が「筑紫所居三神（宗像三女神）」に充てられていた「筑紫之車持部」を独断で掌握したことが非難されている。また、本事件の冒頭では、宮中に「筑紫所居三神」が現れ、「何奪我民矣、吾今慚汝。（なぜ我が民を奪うのか、今にお前に恥をかかせる。）」と発言する激しい抵抗が読み取れる。本記事は時間軸の問題に加えて、宗教的側面ももつ内容であるが、筑紫の人々とヤマト政権の間に生じた歴史的事象を反映している可能性は十分にある。少なくとも、胸肩君を含む飛鳥時代以前の豪族にとって、部曲の帰属は自らの存立基盤に関わる問題であったと考えられる。とくに血縁集団と部曲の多寡は、飛鳥時代以前の豪族が動員できる軍事力とも直結する。『日本書紀』記載の集団戦闘を網羅的に検討すると、兵の集結場所として各豪族が居住した「館」が選ばれており、兵の実態が血縁集団と部曲を軸に構成されていたことを示唆する（小嶋二〇一六a）。したがって、大化の薄葬令に代表される薄葬化（＝古墳造営の衰退）は、律令的身分制の施行を念頭に置いているが、よ

り切実な問題として軍事力の国家管理、すなわち豪族による部曲の私的動員の抑止とも関わっている。「動員」という視点から終末期古墳を眺めれば、大規模方墳・円墳と小規模方墳・円墳という古墳規模の二極化が表出しており、後期群集墳で見られた小首長墓や盟主墳と呼称される中規模古墳（前方後円墳・円墳）が最も早く終焉を迎えている。言い換えれば、「大人数でつくる古墳」と「少人数でつくる古墳」に分離し、造墓動員数が二極化したと言え、古墳時代の慣例的な私的動員の制限が反映されている。

胸肩君の古墳造営に話を戻すと、蘇我氏の古墳造営で見られた「血縁集団と部曲の動員」は、考古資料から抽出した「①古墳構築技術（宗像型石室）、②葬送儀礼（石室内の土器非副葬、土師器高坏Eaの使用を含む墳丘祭祀）」の分析結果（古墳時代後期・第I領域）の構造的モデルとして整合する（図一）。胸肩君による古墳造営での胸肩部の動員が、古墳構築技術と葬送儀礼が特定の集団（特定の範囲）に広まる直接要因となり、結果的に地理的分布域を形成する基本軸になったと考えられる。

では、血縁集団と部曲の動員のみで古墳造営が完遂されたかと言えば、それも実態から乖離した理解である。宗像地域の前方後円墳を事例に挙げれば、装飾壁画と石屋形をもつ桜京古墳、S字配置竹管文の埴輪をもつ須多田天降神社古墳等は、胸肩君と胸肩部で完結する古墳造営では説明ができない（小嶋二〇一三）。古墳時代後期の首長墓には積極的に他地域の技術が導入されており、豪族間の相互で一部の造墓動員が重複していることは確実である（小嶋二〇一八）。協力関係にある豪族の古墳造営に、各自の部曲を派遣する場合もあったと考えられる。また、主従関係や血縁関

係自体が重複する場合も想定できる。筑紫の豪族を例に挙げると、日羅の父として著名な「葦北国造刑部鞞部阿利斯登」は、火葦北の国造であるとともに、刑部（皇族の名代）・鞞部（大伴氏所管の部民）に属している。また、筑紫火君は筑紫君と火君の複姓氏族であり、その存立基盤（部曲等）についても双方と関係を有していたと考えられる。時間差もある、わずかな文字史料を拾い上げても、飛鳥時代以前の血縁集団・服属集団の範囲は重層的な様相を呈していたことが推測できる。

以上、考古資料での情報抽出が難しい造墓動員の実態について、文献史料を中心に検討した。文字量が少ない史料から抽出した情報は、多分に理念的な結論へと陥りやすい。しかし、考古学と文献史学の相互検証は、より生々しく実態に即した歴史像を結ぶ適切な手段である。

おわりに

「前方後円墳の終焉」という現象から、胸肩君のさらなる実態解明を図った。前方後円墳終焉の地域差、宗像地域を中心とする前方後円墳造営の維持に対し、胸肩君を核とする小造墓秩序圏の存在を想定した。大局的視点から眺めると、前方後円墳の終焉は広域で連動しており、「中央・地方」構造は間違いなく存在する。この点をふまえた上で、本稿では「中央・地方」構造の内部にある、「地方・地方」構造に着目した。その事例の一つとして取り上げた船原古墳については、墳丘と埋納土坑群の間に見られる「段差」について、津屋崎古墳群の「基壇」から説明した。裏を返せば、津屋

崎古墳群の「基壇」においても、その裾や外縁域での調査に問題意識をもつておく必要がある。この検討結果の可否は、後の検証に委ねるが、船原古墳を構成する要素の一つに「宗像」が存在することは間違いない。

本稿では「地域性」という単語を意図的に用いなかった。地域性という単語は「何らかの要因で生じた現象」を指すものであり、物質資料を基にヒトを研究する考古学において、あくまで研究過程で用いるべき単語と考えている。地域性の抽出という結論で思考停止するのではなく、地域性を生じさせた要因を追究することがヒトの研究に求められる。

(九州国立博物館)

註

(1) 『古事記』・『日本書紀』が成立した奈良時代の理解である。『日本書紀』では、他に水沼君の名も記されており、胸肩君のみが三女神を奉っていたわけではない。

(2) 「大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍」の宗形部宿奈売・宗形部阿比太売は、婚姻による移住事例である。

(3) 墳裾が削平された古墳の墳形把握は慎重を要する。とくに大型の終末期古墳は注意が必要である。福岡市所在の金武乙石一・二号墳では、発掘調査により方形周溝が確認されたことで、方墳であることが判明した。

(4) 井浦一氏の研究成果によると、手光波切不動古墳では、凹みを有する仕切石を玄室に設ける点において、九州の石室構造の系譜も内在している(井浦二〇一三)。

(5) 津屋崎古墳群は、「突出した規模の大型古墳を築く、造墓労力を集約した古墳づくり」ではなく、「複数の古墳を同時併行で築く、造墓労力を分散した古墳づくり」をしている点に特徴があり、宗像君が複数系列の同族集団で構成されていたことを物語る。また、大型古墳が特定の墓域に集中せず、複数の墓域に分散する状況は、宗像君の族長が特定系列から輩出されるのではなく、各世代の有力者が族長に就く集団構成を反映している可能性がある(小嶋二〇一六b・二〇一七a)

(6) 宗像型石室の極端な事例では天井石付近まで墓坑内におさまるが、壁面の半程度しかおさまらない事例もある。しかし、この場合も壁体の構造的維持、石組作業空間や天井石の引き上げといった諸要素が他集団の石室類型(範型)と根本的に異なる(小嶋二〇一七b)。やはり、技術基盤は宗像型石室にあり、宗像型石室の独自の改良や基盤層の違いに応じた臨機の変更に範疇で捉えられる。筆者が設定する石室類型(範型)とは、造墓動員された人々が現場で体得した技術体系(行動様式)であり、自然条件(入手石材の質・大きさ、造墓地の地質等)や技術条件(技術の習熟度、独自改良、動員人数等)により、生産物である古墳の形質的特徴は決して一定にはならない。宗像型石室という類型抽出の意義は、このような変異を認めながら、各古墳を築造した人々で共通する技術基盤が時空間的にどのように存在したのかを模索できる点にある。

(7) 宗像市の相原A二号墳も、船原古墳との比較対象として重要である(図七)。相原A二号墳は墳丘構築等に宗像型石室の要素を残すが、基底石の据え方が著しく変容(畿内系技術を組み込んだ筑紫型と折衷)しており、宗像型石室

の範疇のみでは捉えられない。

参考文献

- 朝岡俊也 二〇一三 「横穴系埋葬施設の排水溝・豊前地域」『福岡大学考古学論集2』福岡大学考古学研究室
- 井浦一 二〇一三 『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第七集 福津市教育委員会
- 井浦一・石橋英巳・森康 二〇一五 「福岡県津屋崎古墳群に用いられた玄武岩石材の供給地」『九州考古学』第九〇号 九州考古学会
- 井浦一 二〇一七 「胸肩君の領域」『季刊邪馬台国』一三二号
- 池ノ上宏 一九九八 「宗像における前方後円墳の終焉」『前方後円墳の終焉』第四三回埋蔵文化財研究集
- 池ノ上宏 二〇一八 「胸形君の古墳と新原・奴山古墳群」『考古学ジャーナル』No. 七〇七 ニューサイエンス社
- 岩橋由季・甲斐孝司・森下靖士 二〇一七 「福岡県古賀市船原古墳の調査について」『日本考古学』四三号 日本考古学協会
- 筈瀬明宏 一九九六 「古墳墓壇構築の歴史的意義・筑前地域を中心に」『福岡大学大学院論集』二八巻二号 福岡大学大学院論集刊行会
- 宇野慎敏 二〇一〇 「沖ノ島と北部九州における首長層の動向」『古文化談叢』六三集 九州古文化研究会
- 大高広和 二〇一七 「古代宗像郡名駅名考証(三)」『沖ノ島研究』第三号「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
- 亀井輝一郎 一九九九 a 「ヤマト王権と宗像」『宗像市史』通史編第二卷 宗像市
- 亀井輝一郎 一九九九 b 「律令時代の宗像」『津屋崎町史』通史編 津屋崎町
- 亀井輝一郎 二〇一〇 「古代の宗像氏と宗像信仰」『宗像・沖ノ島と関連遺産群研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
- 木下良 一九九九 「律令制下における宗像郡と交通」『宗像市史』通史編第二卷 宗像市
- 久住猛雄・宮元香織 二〇一〇 「筑前地方における首長系列の再検討」『九州における首長墓系譜の再検討』九州前方後円墳研究会
- 小嶋篤 二〇〇九 「筑前その後・終末期古墳」『終末期古墳の再検討』九州前方後円墳研究会
- 小嶋篤 二〇一二 「墓制と領域・胸肩君一族の足跡」『九州歴史資料館研究論集』三七号 九州歴史資料館
- 小嶋篤 二〇一三 「IV群系埴輪の研究・肥後南部型埴輪と嘉穂型埴輪」『古墳時代の地域間交流Ⅰ』九州前方後円墳研究会
- 小嶋篤 二〇一五 「古墳時代後期の埋葬施設と墳丘」『古墳時代の地域間交流3』九州前方後円墳研究会
- 小嶋篤 二〇一六 a 「大宰府の軍備に関する考古学的研究」平成二五〜二七年度科学研究費補助金若手研究(B) 研究成果報告書(課題番号:25770290) 九州国立博物館・福岡県立アジア文化交流センター
- 小嶋篤 二〇一六 b 「宗像君と海の道」『九州の海と島々』九州の海と島の歴史研究会
- 小嶋篤 二〇一七 a 「歴史をつなぐ海原」『特別展 宗像・沖ノ島と大和朝廷』九州

国立博物館

小嶋篤 二〇一七b 「糸島型石室と玄界灘沿岸の古墳づくり」『七隈史学会第一九
回大会研究発表報告集』七隈史学会

小嶋篤 二〇一八 「嘉穂型埴輪の研究」『埴輪論叢』第八号 埴輪検討会

重藤輝行 二〇〇九 「古墳時代中期・後期の筑前・筑後地域の土師器」『地域の考

古学』佐田茂先生論文集刊行会

重藤輝行 二〇一一 「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」

『宗像・沖ノ島と関連遺産群研究報告Ⅰ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産

推進会議

篠川賢 二〇一三 「古代宗像氏の民族的展開」『宗像・沖ノ島と関連遺産群研究報

告Ⅲ』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

下原幸裕 二〇〇六 『西日本の終末期古墳』中国書店

下原幸裕 二〇〇九 「終末期古墳の諸問題」『終末期古墳の再検討』九州前方後円

墳研究会

下原幸裕 二〇一六 『古墳時代墓制の終焉過程からみた律令国家形成期の北部九

州』平成二四～二六年度科学研究費補助金若手研究（B）研究成果報告書（課題

番号・24720370）九州歴史資料館

田尻義了・石川建 二〇〇八 「ヘラ記号から見た須恵器の流通範囲」『牛頸窯跡群』

大野城市文化財調査報告書第七七集 大野城市教育委員会

田村悟 一九九九 「六・七世紀における大型横穴式石室の地域性」『九州における

横穴式石室の導入と展開』九州前方後円墳研究会

都出比呂志 一九九一 「日本古代国家形成論序説・前方後円墳体制論の提唱」

『日本史研究』三四三 日本史研究会

津曲大祐 二〇〇四 「博多湾沿岸地域の石室構築技術・後期古墳を中心に」『福

岡大学考古学論集』小田富士雄先生退職記念事業会

花田勝広 一九九一 「筑紫宗像氏と首長権」『地域相研究』第二〇号 地域相研究会

花田勝広 二〇一二 「宗像地域の古墳群と沖ノ島祭祀の変遷」『沖ノ島祭祀と九州

諸勢力の対外交渉』九州前方後円墳研究会

福原栄太郎 一九九九 「律令制の展開と宗像」『宗像市史』通史編第二卷 宗像市

森下靖士・甲斐孝司 二〇一六 『船原古墳Ⅰ』古賀市文化財調査報告書第六八集

古賀市教育委員会

中世における宗像神信仰の展開

野木 雄大

はじめに

宗像大社は沖津宮（沖ノ島）、中津宮、辺津宮の三宮からなり、天照大神の子である田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神―宗像三女神―がそれぞれの宮に鎮座している。宗像三女神は胸形君（宗像氏）の祭る神であり、「天孫を助け奉り、天孫に祭かれよ」という「神勅」を賜り、沖ノ島から朝鮮半島へと続く「北海道中」を守護している。宗像三女神について概略を尋ねれば、おおよそ右のような回答が返ってくるであろう。宗像三女神は『古事記』『日本書紀』（以下、『書紀』とする）に登場し、このような理解も「記紀」の記述に基づくものとされる。

しかし、この認識は必ずしも正確ではない。『書紀』には本文の他に内容の異なる三つの異伝が存在していることは周知の事実であるが、『古事記』及び『書紀』の本文だけではなく、『書紀』が伝える三つの異伝の記述を総合した内容が、現在の宗像三女神に対する理解なのである。さらに、宗像三女神の理解をより複雑にしているのは、中世の辺津宮が第一宮、第二宮、第三宮で構成されており、やはりそれぞれに宗像三女神が祭られて

いた点である。第一宮は現在の辺津宮本殿であり、第二宮、第三宮も位置は変更されているが、今も辺津宮境内に存在している。

現在の沖津宮―田心姫神、中津宮―湍津姫神、辺津宮―市杵島姫神という宗像三女神と鎮座地の組み合わせは『書紀』本文の記述に則っている。本文の内容が採用されるのは当然のことであると思われるかもしれないが、近世では祭神の鎮座地に混乱が生じていた。延宝四年（一六七六）の「宗像宮末社名帳」を始めとして、辺津宮（田島宮）あるいはその第一宮（現在の辺津宮本殿）の主神を田心姫神と解釈する史料が散見するのである¹⁾。かかる解釈の理由は、延宝三年に辺津宮の境内が整備され、第二宮と第三宮が、それまで田心姫神を祭っていた第一宮の周囲に移されたため、辺津宮全体の主神が田心姫であるかのような誤解を生んだという『宗像神社史』の指摘が正鵠を射ている²⁾。この混乱は、辺津宮の主神が田心姫で、沖津宮の主神も田心姫のままでは整合性がとれないという理由から沖津宮の祭神を市杵島姫とする説を生むことにもなった。明治以降も祭神は完全に固定されない時期が続き、明治三十四年（一九〇一）の官幣大社昇格時や昭和二十七年（一九五二）の宗教法人法による「宗像神社規則」

では、祭神は「多紀理毘売命」「市杵島比売命」「田寸津（田岐都）比売命」という『古事記』の表記が採用されている。このような混乱に終止符が打たれ、祭神の表記と鎮座地の組み合わせとして『書紀』本文が採用されるのは、ようやく昭和三十二年に至つてのことであつた。

このように、そもそも「記紀」の編纂時から複数の異伝が存在していた宗像三女神に対する解釈は、近世から近代にかけて長く混乱が続いていた。しかし、中世では、現在と同様の組み合わせで固定化されていたことはあまり知られていない。古代の宗像三女神をめぐる議論は枚挙にいとまがないが、中世における宗像神はほとんど議論の対象になつていないことがその要因であろう。そこで、本稿では、「記紀」の記述が中世にどのような解釈されたのか検討することを通して、中世における宗像神信仰の展開を明らかにすることを目的とする。

一、『古事記』『日本書紀』の比較

宗像三女神の誕生は、素戔嗚尊が天照大神に対して己の心の清明なることを証明するために行つた「誓約」という「記紀」で最も著名な場面の一つで描かれている。「記紀」の比較は既往の研究で論じ尽くされているが、中世の宗像神を検討する前提として、それぞれの記載内容を整理しておきたい⁽³⁾。

【史料一】『古事記』上巻⁽⁴⁾

(前略) 故爾、各中置天安河而、宇氣布時、天照大御神、先乞度建

速須佐之男命所佩十拳劍、打折三段而、奴那登母々由良邇(此八字以音。下効此)振滌天之真名井而、佐賀美邇迦美而、(自)佐下六字以音。下効此)於吹棄氣吹之狹霧所成神御名、多紀理毘売命。(此神名以音)亦御名、謂奧津島比売命。次、市寸島比売命。亦御名、謂狹依毘売命。次、多岐都比売命。(三柱。此神名以音)速須佐男命、乞度天照大御神所纏左御美豆良八尺勾璽之五百津之美須麻流珠而、奴那登母々由良爾振滌天之真名井而、佐賀美邇迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所成神御名、正勝吾勝々速日天之忍穗耳命。(中略)於是、天照大御神、告速須佐之男命、是、後所生五柱男子者、物実因我物所成故、自吾子也。先所生之三柱女子者、物実因汝物所成故、乃汝子也、如此詔別也。故、其、先所生之神、多紀理毘売命者、坐胸形之奧津宮。次、市寸島比売命者、坐胸形之中津宮。次、田寸津比売命者、坐胸形之辺津宮。此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也。(後略)

【史料二】『日本書紀』神代上〔第六段〕本文⁽⁵⁾

(前略) 于時天照大神復問曰、若然者、將何以明爾之赤心也。対曰、請与姉共誓。夫誓約之中、(誓約之中、此云宇氣譬能美難箇)必當生子。如吾所生是女者、則可以為有濁心。若是男者、則可以為有清心。於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍、打折為三段、濯於天真名井、齧然咀嚼、(齧然咀嚼、此云佐我弥爾加武)而吹棄氣噴之狹霧(吹棄氣噴之狹霧、此云浮杵于都屢伊浮岐能佐擬理)。

所_レ生神、号曰_二田心姫_一。次湍津姫。次市杵嶋姫。凡三女矣。

既而素戔嗚尊乞_二取天照大神誓・鬢及腕所_レ纏八坂瓊之五百箇御統_一、濯_二於天真名井_一、齧然咀嚼、而吹棄氣噴之狹霧所_レ生神、号曰_二正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊_一。次天穗日命。(中略)次天津彦根命。(中略)次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。是時天照大神勅曰、原_二其物根_一、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也。故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉。又勅曰、其十握劍者是素戔嗚尊物也。故此三女神、悉是爾兒、便授_二之素戔嗚尊_一。此則筑紫胸肩君等所_レ祭神是也。

【史料三】『日本書紀』神代上〔第六段〕第一の一書

一書曰、(中略)於是日神共_二素戔嗚尊_一、相對而立_レ誓曰、若汝心明淨、不_レ有_二凌奪之意_一者、汝所_レ生兒、必當_二男矣_一。言訖、先食_二所_レ帶十握劍_一生_レ兒。号_二瀛津島姫_一。又食_二九握劍_一生_レ兒。号_二湍津姫_一。又食_二八握劍_一生_レ兒。号_二田心姫_一。凡三女神矣。已而素戔嗚尊以_二其頸所_レ嬰五百箇御統之瓊_一、濯_二于天渟名井_一、亦名_二去來之真名井_一、而食_レ之、乃生_レ兒。(中略)凡五男神矣。故素戔嗚尊既得_二勝駿_一。於是日神、方知_二素戔嗚尊固無_二惡意_一、乃以_二日神所_レ生三女神_一、令_レ降_二於筑紫洲_一。因教之曰、汝三神宜_レ降_二居道中_一、奉_レ助_二天孫_一、而為_二天孫_一所_レ祭也。

【史料四】『日本書紀』神代上〔第六段〕第二の一書

一書曰、(中略)誓約之間、生_レ女為_二黑心_一。生_レ男為_二赤心_一。乃掘_二

天真名井三処_一、相對立。是時天照大神謂_二素戔嗚尊_一曰、以_二吾所_レ帶之劍_一、今當_レ奉_レ汝。汝以_二汝所_レ持八坂瓊之曲玉_一、可_二以授_レ予矣。如此約束、共相換取。已而天照大神則以_二八坂瓊之曲玉_一、浮_二寄於天真名井_一、齧_二斷瓊端_一、而吹出氣噴之中化_二生神_一。号_二市杵嶋姫命_一。是居_二于遠瀛_一者也。又齧_二斷瓊中_一、而吹出氣噴之中化_二生神_一。号_二田心姫命_一。是居_二于中瀛_一者也。又齧_二斷瓊尾_一、而吹出氣噴之中化_二生神_一。号_二湍津姫命_一。是居_二于海浜_一者也。凡三女神。(後略)

【史料五】『日本書紀』神代上〔第六段〕第三の一書

一書曰、日神与_二素戔嗚尊_一隔_二天安河_一而相對、乃立_二誓約_一曰、汝若不_レ有_二奸賊之心_一者、汝所_レ生子必男矣。如_レ生_レ男者、予以為_レ子而令_レ治_二天原_一也。於是日神先食_二其十握劍_一、化_二生兒瀛津島姫命_一。亦名_二市杵嶋姫命_一。又食_二九握劍_一、化_二生兒湍津姫命_一。又食_二八握劍_一、化_二生兒田霧姫命_一。(中略)其素戔嗚尊所_レ生之兒、皆已男矣。故日神方知_二素戔嗚尊元有_二赤心_一、便取_二其六男_一以為_二日神之子_一、使_レ治_二天原_一、即以_二日神所_レ生三女神_一者、使_レ降_二居于葦原中国之宇佐嶋_一矣。今在_二北海道中_一、号曰_二道主貴_一。此筑紫水沼君等祭神、是也。(後略)

【史料一】～【史料五】における「誓約」神話の要素を比較したのが【表一】である。身の潔白を証明するために素戔嗚が生まなければならなかつた子神の性別は、『古事記』では女神、『書紀』では男神である(【表一】1)。

しかし、「誓約」では、「記紀」ともに天照が女神、素戔嗚が男神を所生し

ており（【表一】5）、このままだと『古事記』では素戔嗚に邪心ありと判定されてしまう。そこで、子神を生むために使用した物実の元の所有者を親神として認定するという操作が行われることになった。これが、物実を交換し、さらに子神を交換するという現象である（【表一】3・4）。

ところが、男神を潔白の証明とする『書紀』本文では、『古事記』と同じ操作が行われたことよって素戔嗚が三女神を所生したことになる、邪心と判定されるという矛盾が生じることになった。一方、物実交換がなされる『書紀』第二の一書では、子神の交換は行われなかったために、『書紀』本文のような矛盾が生じていない。このことから、亀井輝一郎氏は、奉斎氏族である胸形君が自らのアイデンティティを主張するため、『古事記』において女神の所生に潔白の証明を置き、あえて三女神を国津神たる素戔嗚の子としたことを指摘する^⑥。

ところで、物実の交換・子神の交換という行為が、三女神を素戔嗚の子神とするための『古事記』における恣意的な操作の産物であったとすると、『書紀』第二の一書にみえる物実の交換も本来的な要素ではないことになる。亀井氏は、胸形君系の所伝であるA類（『古事記』、『書紀』本文・第二の一書）と水沼君系の所伝であるB類（『書紀』第一の一書・第三の一書）に分類しているが、親神の認定からみれば、三女神を素戔嗚の子とする『古事記』・『書紀』本文と天照の子とする『書紀』第一・第二・第三の一書とに分類されよう。また、三宅和朗氏は、『書紀』の「一書」には、（一）省略なし、（二）前略、後略、前・後略による省略、（三）「云々」による省略という三つの分類があったとし、第三の一書の「其十握劍」という表現は、

【表一】「誓約」神話における記紀の比較

		古事記	日本書紀				
			本文	第一の一書	第二の一書	第三の一書	
1	素戔嗚の正邪の判断	出生神=男神	邪	正	正	正	
		出生神=女神	正	邪	邪	邪	
2	物実	天照	八尺勾瓊之五百箇御統 美須麻流珠	八坂瓊之五百箇御統	十握劍・九握劍・八握劍	劍	十握劍・九握劍・八握劍
		素戔嗚	十拳劍	十握劍	五百箇御統之瓊	八坂瓊之曲玉	五百箇統之瓊
3	子神出生前の物実の交換	あり	あり	なし	あり	なし	
4	子神の交換	あり	あり	なし	なし	なし	
5	子神を所生した親神	三女神	天照	天照	天照	天照	天照
		五（六）男神	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚
6	認定された親神	三女神	素戔嗚	素戔嗚	天照	天照	天照
		五（六）男神	天照	天照	素戔嗚	素戔嗚	素戔嗚→天照
7	三女神の出生順	多紀理毘売命 (奥津島比売命)	田心姫	瀛津島姫	市杵島姫命	瀛津島姫命	
		市寸島比売命 (狭依毘売命)	湍津姫	湍津姫	田心姫命	湍津姫命	
		多岐都比売命 (田寸津比売命)	市杵島姫	田心姫	湍津姫	田霧姫命	
8	鎮座地	奥津宮・中津宮・ 辺津宮		筑紫洲、道中	遠瀛・中瀛・ 海浜		
9	備考	此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也	筑紫胸肩君等所祭神是也	汝三神宜降居道中、奉助天孫、而為天孫所祭也		日神所生三女神者、使降居于葦原中国之宇佐島矣。今在北海道中、号曰道主貴。是筑紫水沼君等祭神、是也	

天照が十握劍・九握劍・八握劍を帯びているという記述が「前略」とされたことの名残であるとする⁽⁷⁾。このことからみても、天照の物実を「劍」とする第一・第二・第三の一書を同じ分類とみて良いだろう。

いずれにせよ、本稿では、『古事記』・『書紀』本文という国家の「正史」のなかでは、三女神は素戔嗚の子として位置付けられ、天照の子という解釈は『書紀』の異伝によって伝えられたということを確認しておきたい。

二、中世宗像社における三女神信仰

「記紀」における三女神の出生順と鎮座地については『宗像神社史』で詳細に考察されているのでそれに譲るとして、中世宗像社における宗像三女神の認識を検討するため、十四世紀前半頃に成立したとされる『宗像大菩薩御縁起』を参照する。

【史料六】『宗像大菩薩御縁起』⁽⁸⁾

一三所大菩薩最初御誕生事^(ア)

日本記^(イ)第一云、天照大神乃素取素蓋^(ウ)鳴尊十握劍、打折為三段、濯於天真名井、結然咀嚼、結然咀嚼、此云佐我於彌爾加武、而吹棄氣噴之狹霧、吹棄氣噴之狹霧、此云浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理、而吹所生神号曰田心姫。次湍津姫。次市杵嶋姫。凡三女矣。既而素蓋鳴尊乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天真名井、結然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神、号曰正哉吾勝々速日天

忍穗耳尊。次天穗日命。次天津彦根命。次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也。故彼五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉。又勅曰、其十握劍者、是素戔嗚尊物也。故此三女神、悉是爾兒、便賜之素戔嗚尊。此則筑紫賀肩君等所祭神是也。

又云、書曰、於是日神共素戔嗚尊、相對而立誓曰、若汝心悶淨不有凌奪之意者、汝所生兒必當男矣。言訖、先食所帶十握劍、生兒号瀛津島姫。又食九握劍、生兒号湍津姫。又食八握劍、生兒号田心姫。凡三女神矣。已而素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊、濯于天渟名井、亦名去來之真名井、而食之乃生兒。(中略)凡五男神矣。故素戔嗚尊既得勝驗。於是日神方知素戔嗚尊固无惡意、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲。因教之曰、汝三神宜降居道中、奉助天孫、而為天孫所祭也云々。

右如日本記、前後兩条之文者、天照大神並素戔嗚尊出生御子、陽神五男者、地神五代之内、神成、陰神三女神、筑紫宗像之第一。第二・第三乃三神成玉見利。

一西海道風土記云、宗像太神自天降居崎門山之時、以青蕤玉置奥宮之表、以八尺蕤紫玉置中宮之表、以八咫鏡置辺宮之表、以此三表、成神躰形、納置三宮、即隱之、因曰身形

郡^一。後人改曰^二宗像^一、共大海命子孫、今宗像朝臣等是也云々。

(中略)

〔(中略) 一云、天神之子有^二四柱^一、兄三柱神教弟大海命曰、汝命者為吾等三柱御身之像、而可居^二於此地^一、便一前居^二於奧宮^一、一前居^二於海中^一、一前居^二於深田村高尾山辺^一、故号曰^二身像郡^一云々〕

(中略)

一天照大神十握劍於嚼嚙吹寄^玉、所生神三妹皇女示現垂迹事、

人皇第七代 孝靈天皇四年^仁自^二出雲州簸河上^一、筑紫宗像^仁御遷行云々。〔一説^仁自^二地神五代之始^一、筑紫^仁有^二御影向^一云々。〕

第一神者、集^二海淡^一築^レ島、示^玉居於遠海之息^一、未來際可^レ降^二伏異國^一之由、有^二御誓^一、留^二件島^一給、則号^二息御島^一、是日本与^二高麗^一中間也。居^玉遠瀛^一是^於奉号^二田心姫^一。

第二神者、示^玉居於中海之息^一、今号^二大島^一是也。嚴重奇瑞多之、居^玉中瀛^一、是^於奉号^二瑞津姫^一。

第三神者、示^玉居於海辺^一、今号^二田島^一是也。居^玉海浜^一、是^於奉号^二市杵島姫^一。(後略)

【史料六】(キ) 以下に記されているように、中世における鎮座地と三神の組み合わせは、息御島(沖ノ島)―田心姫、大島―湍津姫、田島―市杵

島姫であった。また、(カ) 以下からは、宗像三女神は天照大神の子であるという認識が窺える。その一方で、「出雲州簸河上」より「筑紫宗像」に遷行したというのは、明示はされていないが素戔嗚との関係性を示すものである。なお、田島の辺津宮は第一宮、第二宮、第三宮を中心に構成され、第一宮の本社が息御島、第二宮の本社が中御島(大島)とされる(『正平二十三年宗像宮年中行事』)。すなわち、第一宮の主神は田心姫、第二宮の主神は湍津姫であった。

田心姫、湍津姫、市杵島姫という順番は『書紀』本文に基づくものである。(ア) 「三所大菩薩最初御誕生事」では、『書紀』本文をほぼ正確に引用している。三女神は、田心姫、湍津姫、市杵島姫の順で出生し、素戔嗚の子として認定され、「此則筑紫曾肩君等所祭神是也」とされる。また、三神の名にはそれぞれ「第一太神」「第二太神」「第三太神」の注記が振られている。

すなわち、中世宗像社では宗像三女神に対する認識として『書紀』本文の内容を採用していたのである。しかし、その直後に『書紀』第一の一書も引用されていることに注目すべきである。(イ) では、三女神が天照の子とされ、「汝三神宜^レ降^二居道中^一、奉^レ助^二天孫^一、而為^二天孫^一所^レ祭也」という神勅を賜って、「(海北)道中」に降臨したことが記されている。

さらに、これらを受けた(ウ) では、「前後兩条之文者、天照大神並^レ素戔嗚尊出生御子」として、天照と素戔嗚のどちらが三女神の親神として認定されたのか、本文と第一の一書のどちらを採用するかということについて明言を避け、ただ「陰神三女神、筑紫宗像之第一・第二・第三乃三

神^上成^玉見^利」とのみ記すのである。

つまるところ、古代の胸形君の流れを組む中世の宗像大宮司家は、自らの一族が宗像三女神を祭る淵源として『書紀』本文の「筑紫胸肩君等所祭神是也」という文言を重要視していたものと思われる。それと同時に、天照の子として三女神が「神勅」を賜り、「(海北)道中」に降臨したとする『書紀』第一の一書の記述も不可欠のものであった。そこで、『宗像大菩薩御縁起』では、『書紀』本文を優先して採用し、三女神と鎮座地の組み合わせも本文に倣うことにしたが、本文だけでは三神は素戔嗚の子として認定されてしまう。そこで、『書紀』第一の一書も用いて、天照の子として神勅を授かり北海道中に降臨したことにせねばならなかった。ここに本文と第一の一書とが両方引用された理由が存在したのである。

そして、かかる『書紀』本文と第一の一書の要素を組み合わせる『宗像大菩薩御縁起』の記述は、「天照大神―宗像三女神―神勅―北海道中への降臨―胸肩君の奉斎」という新たな宗像三女神信仰の創出でもあった。この宗像三女神に対する認識は、現在のそれに通じるものであるが、現在の宗像三女神信仰は、『書紀』の記述を下地に中世段階で創作されたものであったのである。

その一方で、中世にはこの認識とは異なる考え方も現れている。(エ)部分「西海道風土記逸文」と称され、「宗像」の語源が「身形」であることについて述べている。「記紀」を利用して、宗像氏は後世に大国主命の祖孫と自称するようになるが⁽¹⁰⁾、宗像氏を「大海命子孫」とする「西海道風土記逸文」の記述は、それ以前の「海部」であった宗像氏の古い姿

を示しているという⁽¹¹⁾。

ところで、ここに見える「崎門山」については、「崎門」とは「端(前)處」であり、かつて入海だった釣川に面した辺津宮にある宗像山に比定されている⁽¹²⁾。しかし、これが三女神の降臨とするならば、最初に降臨する場所が沖津宮(沖ノ島)ではなく、辺津宮であるのは聊か不思議である。「崎門山」に降臨した宗像太神は「神躰形」を三宮に安置するのであるが、降臨場所と三宮は別の場所と考えた方が自然ではないだろうか。また、朱筆裏書の(オ)部分は「後人改曰^三宗像」の前にある「。」の箇所に入る。朱筆裏書も「御身之像」を三宮に安置するという内容であるが、降臨したのは宗像神ではなく「大海命」という神であり、三宮に安置したのは「大海命」の兄の「三柱御身之像」である。さすれば、本来、「崎門山」に降臨した神は、宗像三女神ではなかった可能性もある。

このように『書紀』とは全く異質の「神話」が同じ縁起の中に記されているのはなぜだろうか。章を替えて検討していきたい。

三、「比売神」降臨神話

宗像三女神が宗像の地以外に降臨した「神話」を伝える史料として、『宗像宮創造記』が挙げられる。

【史料七】『宗像宮創造記』⁽¹³⁾

宗像宮創造者、人王四十一代光仁天王^(皇、以下同)之御宇、天応二年^{壬午}、以^三勅賜

造宮、其後醍醐天王之御宇、御子中納言清氏^仁内裏年中行事悉皆給^テ、宗像之社務職備畢。其已後者、無^レ「絶事」相続在^レ之。御神之影向^ハ、孝靈天王元年、從^二出雲国^一息^ノ御嶋下向、經^二數千年^一、宗像^ニ影向、先室貴六岳垂^レ跡^ヲ、其時、神祭様々成、于^レ今当社神拝遷留畢。(後略)

ここでは、宗像神が出雲国から息御嶋(沖ノ島)へ下向した後、数千年を経て宗像に影向し、最初に「室貴六岳」に降臨したという。この「室貴六岳」は、福岡県鞍手郡鞍手町大字室木字若宮原に鎮座し、宗像三女神を祭る六嶽神社に比定される。六嶽神社は『宗像大菩薩御縁起』に「宰貴若宮」、『正平二十三年宗像宮年中行事』に「室貴社」とみえ、宗像社の末社の一つに数えられる¹⁾。この六嶽神社は三三八^ノの六ヶ岳の山麓に鎮座するが、この六ヶ岳こそ「埼玉山」の別名を持つのである。先に述べたように、『宗像神社史』は「西海道風土記逸文」の「崎門山」を辺津宮のある宗像山に比定するが、それは「崎門」を「端(前)處」と解釈したためで、積極的な根拠があるわけではない。『宗像神社史』の解釈は、「記紀」の記述に基づき、宗像三女神の降臨地は三宮以外にないという先入観によって導き出されたものである。「西海道風土記逸文」の「崎門山」と『宗像宮創造記』の「室貴六岳」とは、同じ降臨地を指していると考えたい。おそらく「崎門山」＝「室貴六岳」への降臨神話は同じ起源の神話であり、「大海命」の降臨神話としても伝えられるように、本来は宗像三女神とは無関係の全く異質の神話ではなからうか。『宗像大菩薩御縁起』(カ)や『宗像宮創造記』には、宗像三女神が出雲国から遷幸したとあるが、こ

れは『古事記』と『書紀』本文に素戔嗚の子として位置付けられたからである。このような素戔嗚との関係性を示す神話と「大海命」の降臨神話が混合し、宗像三女神の降臨神話として、『書紀』本文・第一の一書を基とする神話の体系とは異質の物語が紡がれていたのである。他に沖ノ島あるいは宗像以外の地に三女神が降臨したことを伝える縁起として、『鎮西彦山縁起』が挙げられる。

【史料八】『鎮西彦山縁起』(以下、「彦山縁起」と略す)¹⁵⁾

(前欠)一「天槩」時素戔嗚「与^二姉日神^一誓約、我無^二黒心^一必当生子如^二女則為有濁^一」有清心。於是日神策^二取素戔嗚尊十握釵^一而化^二生神^一号曰^二田心姫・湍津姫・市杵島姫^一。凡三女矣。素^一「乞^二取日神八坂瓊^一化生神号曰^二正哉吾勝々速日天忍穗耳尊・天穗日命・天津彦根命・活津彦根命・熊野櫛樟日命^一。凡五男矣。是時日神勅曰原^二其物根^一則八坂瓊者是吾物也。彼五男神悉是吾兒也。取而子養焉。十握釵者是弟物也。此三女神悉是爾兒也。便授^二之於素戔嗚尊^一日神在三^二宮^一也。勅曰葦原中国^一「吾子孫可^レ王^二之地方^一、当^二吾兒天忍穗耳尊、則娶^二高皇產^一「拷幡千々姫^一為^レ妃、則以^二三種神^一」之及天兒屋命等五神為^二陪從^一、既而且降之間^一「生兒号^二天津彦火瓊々杵尊忍穗耳尊^一。乃奏言僕將降之間、生子請以^二此代^一已降焉。且^一「敢以^二天兒屋命・天太玉命及諸部神等^一悉皆相^二授且服御之物^一」一依^二前授^一。然後忍穗^二天瓊々杵尊降^一到於日向高千穂之峯^一。於^レ是日神方知^二素戔嗚尊固無^二惡意^一。乃以^二女神命^一降^二於筑紫洲^一。因教之曰、汝三神宜^レ降^二居道中^一、

奉_レ助_二天孫_一而為_二天孫_一所_レ祭也。此_三女神奉_二一_一勅_二降_二宇佐島_一後移_二此山_一焉。爰大己貴神更娶_二田心姫命・湍津姫命_一為_レ妃、鎮_二坐_二此山北嶺_一因稱_二北山_一。地主市杵島姫命鎮_二坐_二山之中層_一也。于_レ時天忍穗耳尊靈為_二一鷹_一自_レ東飛來止_二于此峯_一後、移_二八角真靈石上_一。於_レ此大己貴命獻_二北嶽於忍穗耳命_一、自率_二田心・湍津_一二妃_一降_二居山腹_一日子号。因_レ茲樹為、爾後三女移_二宗像宮_一、大己貴神遷_二許斐山_一也。又伊弉諾尊・伊弉冉尊「飛來止_二于此山_一、伊弉諾尊移_二中嶽_一、伊弉冉尊移_二南嶽_一、三鷹變_二作石像_一頭身足翅皆」在_二其処_一。謂_二一二三鷹栖_一者即是也。(後略)

「彦山縁起」では、天照が素戔嗚の十握剣を物実として(物実の交換)、田心姫、湍津姫、市杵島姫の順で三女神を生んだが(傍線部ケ)、物実の所有者が親神として認定されたため(子神の交換)、三女神は素戔嗚の子として位置付けられている(傍線部コ)。欠字があるが、おそらく女神の出生を邪とし、男神の出生を正とする誓約であったと思われる(傍線部ク)。これは『書紀』本文の内容と全く同一である。天忍穗耳尊を主祭神とする彦山では、天忍穗耳尊以下の五男神が天照の子と認定される『書紀』本文は縁起を製作する上で不可欠であったのだろう。

「彦山縁起」では、誓約神話に続いて、瓊々杵尊による「高千穂之峯」への降臨、いわゆる「天孫降臨」神話があり、その直後に『書紀』第一の一書の内容である宗像三女神の「筑紫洲」への降臨及び天照の神勅が載せられている(傍線部サ)。正確に『書紀』を引用しているので、欠字の部分は

「(以)二日神所_レ生_三(女神)一」という文言が入っていたのだろう。さらに、「彦山縁起」は、宗像三女神が「宇佐島」に降りた後、「此山」＝彦山に移ったという(傍線部シ)。宗像三女神が最初「宇佐島」に降臨したとするのは『書紀』第三の一書であるが、これは宗像社系の縁起では利用されていない。第三の一書は、三女神を天照の子とすることは第一・第二の一書と同様だが、三女神が「葦原中国之宇佐嶋」に降臨し、今は「北海道中」にいて「道主貴」と呼ばれている点、そして、「筑紫水沼君等」がこれを祭っているとすると他の異伝にはみられない特徴がある。「彦山縁起」が自らの由緒を主張するために『書紀』本文の記述だけで事足りたはずである。第一・第三の一書を持ち出す理由はどこにあったのだろうか。

「彦山縁起」では「宇佐島」に降臨した宗像三女神は彦山に移ったとされている。大己貴神が田心姫と湍津姫を妻として「北山(北嶺・北嶽)」に鎮座したが、天忍穗耳尊が鷹となって飛んで来たので、大己貴神は「北嶽」を天忍穗耳尊に譲って田心姫・湍津姫とともに山腹に移り「日子」と号したというのである(傍線部ス)。三女神はその後で宗像宮へと移っていく。このように、「彦山縁起」がわざわざ宗像三女神と彦山との関係性を強調したのは、「日神(天照)の子」＝「日子」である三女神が鎮座していたことを「彦山」の名前の由来であると主張するためであった。

すなわち、「彦山縁起」は、第一の一書を引用することで、本文では素戔嗚の子として認定されてしまう宗像三女神を天照の子として位置付け、さらに「神勅」による降臨であることを示した。そして、それを受けて、第三の一書を根拠に最初の降臨地を「宇佐島」とすることで、宗像三女神

が宗像宮に移る以前に彦山に鎮座していたことを正当化しようとしたのである¹⁶。

「宇佐島」は宗像の海上とする説と豊前国宇佐郡とする説とが有力だが、他に筑後国三瀧郡、鬱陵島とする説などもある。『宗像神社史』は、豊前の宇佐が「宇佐島」と呼称された典拠がないことから宇佐郡説を退けるが、「宇佐島」を宗像の海上にある島として沖ノ島あるいは大島に比定しつつ、これも一つの憶測であると慎重な態度をとる¹⁷。しかし、「宇佐島」に降臨させることで、宗像三女神が彦山に来たことの正当性を主張する「彦山縁起」が「宇佐島」を沖ノ島あるいは大島と認識していないことは明らかである。

つまるところ、「北海道中」が北部九州から朝鮮半島への海域を指していることを前提とすれば、「宇佐島」の比定地は、宗像三女神の降臨地として、宗像——具体的には、沖ノ島、大島、田島の三宮——以外を想定するか否かという点に尽きるのである。三女神の降臨地は宗像であるという先入観を捨て、宗像以外を想定してよいのであれば、「宇佐島」を豊前の宇佐と解釈することも可能である。田中史生氏は、「宇佐」は豊前の宇佐で、「嶋」は国東の姫島以外に想定できないとし、『書紀』第三の一書成立の背景として、姫島には渡来系のヒメコソ信仰があり、筑後のヒメコソ伝承地を勢力圏とする水沼君がミヤケの開発とそのネットワークの中で、宗像とヒメコソ信仰を独自に結び付けたとする興味深い説を出している¹⁸。また、彦山の天忍穂耳尊は、渡来系と考えられる香春岳の忍骨神を勧請したとする見解もある¹⁹。

豊前国における渡来系の神として想起されるのは、宇佐の八幡神である。八幡神は応神天皇と習合し、現在の宇佐神宮には、一之御殿に誉田別尊（応

神天皇）、二之御殿に比売大神、三之御殿に神功皇后（息長帯姫命）が祭られている。「比売大神」は宗像三女神説、玉依姫説、豊玉比売説、宇佐の地主神説など十数もの諸説があるが、現在は宗像三女神——多岐津姫命・市杵嶋姫命・多紀理姫命——とされている。「比売大神」は特定の名を冠しない神であり、新羅との緊張関係のなかで、境界神である宗像三女神の要素が取り入れられ、天平三年（七三一）に新たに祭祀されるようになった²⁰。

八幡神と並んで祭られるようになったのは天平三年かもしれないが、比売大神の起源は八幡神以前に遡る可能性がある。『古事記』中巻では、神武東征の途中で「豊国宇沙」に立ち寄り、「宇沙都比古」「宇沙都比売」に出会ったとある。『書紀』では、「菟狭国造」の祖として「菟狭津彦」「菟狭津媛」がおり、「菟狭川上」に「造」柱騰宮「而奉饗焉」という。また、「宇佐氏系図」では、宇佐川上流に「天三降命」（宗像三女神）を祭るとしている。八幡神について記した最古の史料である弘仁六年（八一五）の大神清麻呂解状（弘仁十二年八月官符に引用）や承和十一年（八四四）の奥書のある『宇佐八幡宮彌勒寺建立縁起』では、欽明天皇の時代に応神天皇の霊が宇佐郡馬城峰に現れ、その後、鷹居社（鷹居瀬社）を建立して祭ったとされる。『宇佐八幡宮彌勒寺建立縁起』には、「比咩大御神前住」国加都「玉依比咩命也。又住」都麻垣「比咩大御神也。本坐」宇佐郡安心別倉東方高岳「也」とも記されている。これらのことから、中野幡能氏は、宇佐では、国造の宇佐君が馬白峰を聖なる山として「ウサツヒコ」「ウサツヒメ」を祭っていたが、そこに大神氏の八幡神が入り込んだために、宇佐氏は宇佐川の川上にます「宇佐明神」あるいは「ヒメ神」を祖神とすることとなっ

た。そして、宇佐氏の祖先神は、大和朝廷の統一後、いつしか宗像三女神に転化したことを指摘している²⁾。また、宇佐神宮の旧神体とされる木造僧形八幡神坐造と二軀の木造女神坐像（いずれも重要文化財）を所蔵し、宇佐神宮と関係の深い八幡奈多宮でも比売大神が祭られている。奈多海岸の沖合には市杵島という小島があり、八幡奈多宮の元宮とされ、比売大神は最初この市杵島に降臨したと伝えられている。

推測を逞しくすれば、豊前国、特に宇佐地域では、かつて宗像三女神や天孫とは全く異なる「ヒメ神」に対する信仰があったのではなからうか。この「ヒメ神」は渡来系の神であった可能性もある。宇佐地域の「ヒメ神」信仰が、「書紀」の編纂過程で宗像三女神神話として中央の神話体系に取り込まれたため、「宇佐島」降臨神話を有する第三の一書が成立したと考えられる。

さらに、中世になると、この第三の一書を根拠として、宗像以外の地に最初に三女神が降臨したという「神話」が形成された。これが宗像地域では、「西海道風土記逸文」及び『宗像宮創造記』の「崎門山」＝「室貴六岳」への降臨となり、一方、彦山では宇佐島降臨後に彦山に移り、さらに宗像へ移ったという「神話」として現れたのである。このことは、『書紀』本文・第一の一書によって中世宗像社が創り上げた宗像三女神信仰とは全く異質の三女神信仰が、筑前国の鞍手を西限としてそれより東側の豊前国一帯に広がっていたことを示している。その中心にあったのはやはり宇佐神宮であろう。中世における宗像三女神信仰は、宗像社が主張する一つの信仰体系だけではなく、記紀成立以前の信仰のせめぎあいを継承しながら、宗像と宇佐とで並立していたのである。

おわりに

推測を重ねることになったが、本稿では、かつて宇佐を中心に「ヒメ神」信仰が存在しており、中世に『書紀』第三の一書に基づいて、宗像社の三女神信仰とは異なる独自の三女神降臨神話が作られ、豊前国一帯で信仰されていたことを指摘した。この「ヒメ神」信仰が、中世宗像社が創出した三女神信仰に比肩するほど普及したものであったことは、宇佐宮や彦山の事例から窺うことができる。

しかし、信仰の上で宗像社が宇佐宮あるいは彦山と対立関係にあったことを示す史料はない。むしろ、「ヒメ神」信仰が起源と考えられる宗像以外の地への降臨伝承が宗像社の縁起に記されていることは興味深い。宗像社にとつての「異伝」をわざわざ縁起に掲載したことに、かかる信仰の広がりや当時の信仰の多様性を垣間見ることができる。両者は互いに影響を与え合いながら並存していたのである。

記紀以来、宗像三女神は決して画一的に固定された信仰ではなかった。これは日本における「神」の特徴を示す良い事例の一つであろう。時代や地理的環境、立場などに応じて信仰の内容は変化し続けているが、三女神に対する崇敬の心は現在まで続いていることに価値があると思われる。

（福岡県文化財保護課）

註

（1）矢野儀則「宗像事跡考」、貝原益軒『筑前国統風土記』『宗像三社縁起』、貝原常春「奥津宮大略」、『宗像記』、享保十五年（一七三〇）の寺社奉行への上書控、

加藤一純等『筑前国統風土記附録』など。詳細は『宗像神社史』上巻、二五四～二五八頁を参照されたい。

(2) 『宗像神社史』上巻、二五七～二五八頁。

(3) 『日本書紀』第七段第三の一書は、宗像三女神について具体的に記していないので省略する。

(4) 新編日本古典文学全集『古事記』、小学館。

(5) 新編日本古典文学全集『日本書紀』第1巻、小学館。

(6) 亀井輝一郎「古代の宗像氏と宗像信仰」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ、二〇一一年)。

本稿で引用する亀井氏の指摘はすべてこれによる。

(7) 三宅和朗「神代紀の基礎的考察」(『記紀神話の成立』吉川弘文館、一九八四年)。

(8) 『宗像大社文書』第三巻。なお、原史料には送り仮名と返り点が付されているが、便宜上、送り仮名は省略し、返り点は筆者が付け直した。

(9) 『宗像大菩薩御縁起』によれば、第一宮は田心姫が主神として中央に座し、左に湍津姫、右に市杵島姫が鎮座している。同様に第二宮は中央に湍津姫、左に田心姫、右に市杵島姫、第三宮は中央に市杵島姫、左に田心姫、右に湍津姫が座す。

(10) 『古事記』では大国主命が多紀理毘売命を娶っている。また、『新撰姓氏録』では宗像氏は大国主命の裔と称している。

(11) 鳥越憲三郎『出雲神話の誕生』(講談社、二〇〇六年、初出は一九六六年)、二二七～二四五頁。

(12) 『宗像神社史』上巻、一〇九～一一〇頁。

(13) 『宗像大社文書』第三巻。

(14) ただし、「宰貴(室貴)若宮」は、同じ大字室木の小字若宮原にある八幡神社がその旧社であるとされる(『宗像神社史』上巻、六九七頁)。若宮八幡は現在六嶽神社内に移されている。

(15) 『英彦山総合調査報告書(資料編)』(添田町教育委員会編、二〇一六年)。「英彦山総合調査報告書(本文編)」(添田町教育委員会編、二〇一六年)では、「彦山縁起」は元龜三年(一五七三)に「旧本頗有蟲食錯簡故」に旧本を写したとあり、建保元年(一二二四)に成立した「彦山流記」を遡る可能性が指摘されている(一五二頁)。なお、山号は享保十四年(一七二九)に靈元法皇の院宣により「英」の字が与えられて以降「英彦山」と称するようになった。本稿は中世の記述であるため、元の表記である「彦山」で統一する。

(16) 現在の英彦山神宮の中津宮では宗像三女神が祭られており、中世以来、宗像神に対する信仰は受け継がれているようである。

(17) 『宗像神社史』上巻、一〇二～一〇四頁。ここでは「宇佐島」及び「北海道中」についての諸説を簡潔に整理している。

(18) 田中史生「宗像・沖ノ島からみた九州と倭王権」(第五回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産シンポジウム「沖ノ島と海を越えた古代の交流」、二〇一五年)

(19) 『英彦山総合調査報告書(本文編)』(前掲)、三〇六頁。

(20) 飯沼賢司『八幡神とはなにか』(角川書店、二〇一四年、初出は二〇〇四年)、四一～四四頁。なお、飯沼氏は、八幡神について、豊前から大隅に入植した渡来系の人々の思想に基づいて、特定の氏神としてではなく、国境の神として国家政策の中で政治的に登場した特異な神であるとしている(同書、一四～二二頁)。

(21) 中野幡能『八幡信仰』(塙書房、一九八五年)、三四～三六・四一～四三頁。

下高宮を中心とした辺津宮境内発見の祭祀品について

福嶋 真貴子

宗像大社所蔵品には下高宮など辺津宮境内で発見され伝世した祭祀品があり、これらは宗像大社三宮での祭祀成立を解明する上で重要とされている。本稿では同祭祀品のうち未報告の資料を中心に紹介したい。なお、辺津宮境内各所の位置については、第1図を参照されたい。

一、上殿出土品

上殿とは宗像市田島の小字の一つで、辺津宮社殿裏の丘陵高宮から北西にさし出た一帯をさす。中世には辺津宮の主要な社殿（第一宮、第二宮、上高宮、下高宮、内殿、濱宮）が展開し祭祀が営まれ、最も神聖な浄域であった。上殿出土品には土師器三点がある。土師器甗ミニチュアか、把手付き鉢【第2図-1】は残存長八・〇cm。口縁部の六分の一程度が残存。体部は丸みを帯び口縁部は強く外反し、端部を丸く収める。把手は小さくつまみ出し、内面には接合時の強い押し付けによる窪みが残る。土師器鉢【第2図-2】は口径一一・八cm、器高八・五cm、頸部径九・八cm、胴部最大径一〇・三cm。口縁部の一部を欠くがほぼ完形品。体部は丸みを帯び口縁部は大きく開いて

端部を丸く収める。体部外面はやや雑な手持ちヘラ削りを施し、他はナデで仕上げる。四世紀後半から五世紀前半にかけての所産か。土師器高坏の脚部【第2図-3】は残存長一五・〇cm、基部径三・五cm、脚部高一三・一cm、脚底径一三・四cm。坏部は欠損するが脚部はほぼ完形品。脚部は長く中空で、裾部は發状に屈曲し端部で立脚する。三方に円形透かしを穿ちヘラ削りで丁寧に成形する。古式な様相を残すがいわゆる宗像型土師器高坏の例で、六世紀代か。

以上の土師器三点は、ひとまとまりで保管されてきた。甗ミニチュア（あるいは把手付き鉢）と鉢は、土器にある注記により上殿出土が明らかなのであるが、高杯の脚部は来歴を示す情報がないため、上殿出土の可能性をもつものとされている。

二、高宮出土として伝世する品

高宮とは小字上殿のうち、辺津宮社殿裏、南南西にある丘陵をさす。丘陵の南側の高い方が上高宮、北側の一段低い方が下高宮である。上高宮は

もとは古墳で、江戸時代、本殿地下から石棺や鏡、武器などが発見され、

五世紀前半代に比定されている（『宗像沖ノ島』本文四五七～四六〇頁）。

下高宮は現在、高宮祭場とされている所で、その丘陵上の台地からは、大量の須恵器・土師器、無数の滑石製白玉・円板、土製丸玉、滑石製人形二点・馬形一点が発見されている（『宗像神社史』上巻、一八頁）。伝世品は滑石製人形二点・円板一点・大形有孔円板二点・不明品一点、滑石製品残欠六点である。このうち、滑石製人形二点は下高宮附近出土として、滑石製大形有孔円板二点は辺津宮附近出土として報告されている。（『沖ノ島』本文一九五頁、第八二図―四・五・一二・一三）。未報告品で注目すべきは滑石製不明品【第2図―4】で、全長五・八五cm、最大幅二・八cm、最大厚一・五七cm。欠損のない完形品で獸形状を呈するが何を模したのか判らない。刃部を欠く刀子などの柄部のようにでもある。茎状部分には方形の突起が二ヶ所、目釘のような両側穿孔が一ヶ所ある。

三、医王院裏出土品

下高宮西南の斜面、小字上殿の医王院裏（俗称寺下）から滑石製白玉と平玉（円板）各数千点、滑石製舟形三点、滑石製大形円板、鉄片、土師器・須恵器が発見されている（『宗像神社史』上巻、二四頁（註五）、『沖ノ島』二一六頁）。現在、当該品として滑石製舟形三点がある。下高宮での祭祀に近い内容と年代とみられる。

四、辺津宮境内出土として伝世する品

勾玉（瑪瑙製二点、滑石製四点（うち一点は未成品）、ガラス製一点）、ガラス玉、滑石製白玉（算盤玉形・太鼓形・未製品がある）、滑石製馬形・円板・大形無孔円板各一点、滑石製不明品三点、滑石製残欠一四点がある。このうち滑石製馬形は下高宮出土（『沖ノ島』一九八頁、第八二図―七）、滑石製大形無孔円板は上殿出土（『沖ノ島』一九〇頁、第八二図―一四）、滑石製勾玉一点、滑石製不明品二点は辺津宮附近出土（『沖ノ島』第八二図―六・八）として報告されている。未報告品のうち、メノウ製勾玉【第2図―5】は完形品、片側穿孔。長さ四一・〇mm、厚さ一〇・七五mm、孔径一・六五～三・二五mm。滑石製白玉【第2図―6～15】は全体で五六個あるうちの十点のみ図示した。ほぼ同類型で、側面は研磨によって算盤玉状に稜線をつくっており、五世紀頃によく見られる小形の白玉である。直径四・五五～五・六mm、厚さ一・八～三・六mm、孔径一・一～一・八cm。

五、辺津宮第三宮址付近出土品

下高宮の北東方向にのびた台地の先端にあたる第三宮址近くの中殿山なかどんやまの小丘から、昭和十年（一九三五）の採土の際、変形獸帯鏡二面、滑石製短甲一点、土師器・須恵器が発見された。鏡二面は古墳時代の仿製鏡とされたが、近年、中国鏡（二面のうち、径一五・一cmの大形の方は魏晋鏡）の可能性も指摘されている（森下ほか二〇一〇、三一頁）。滑石製ミニチュ

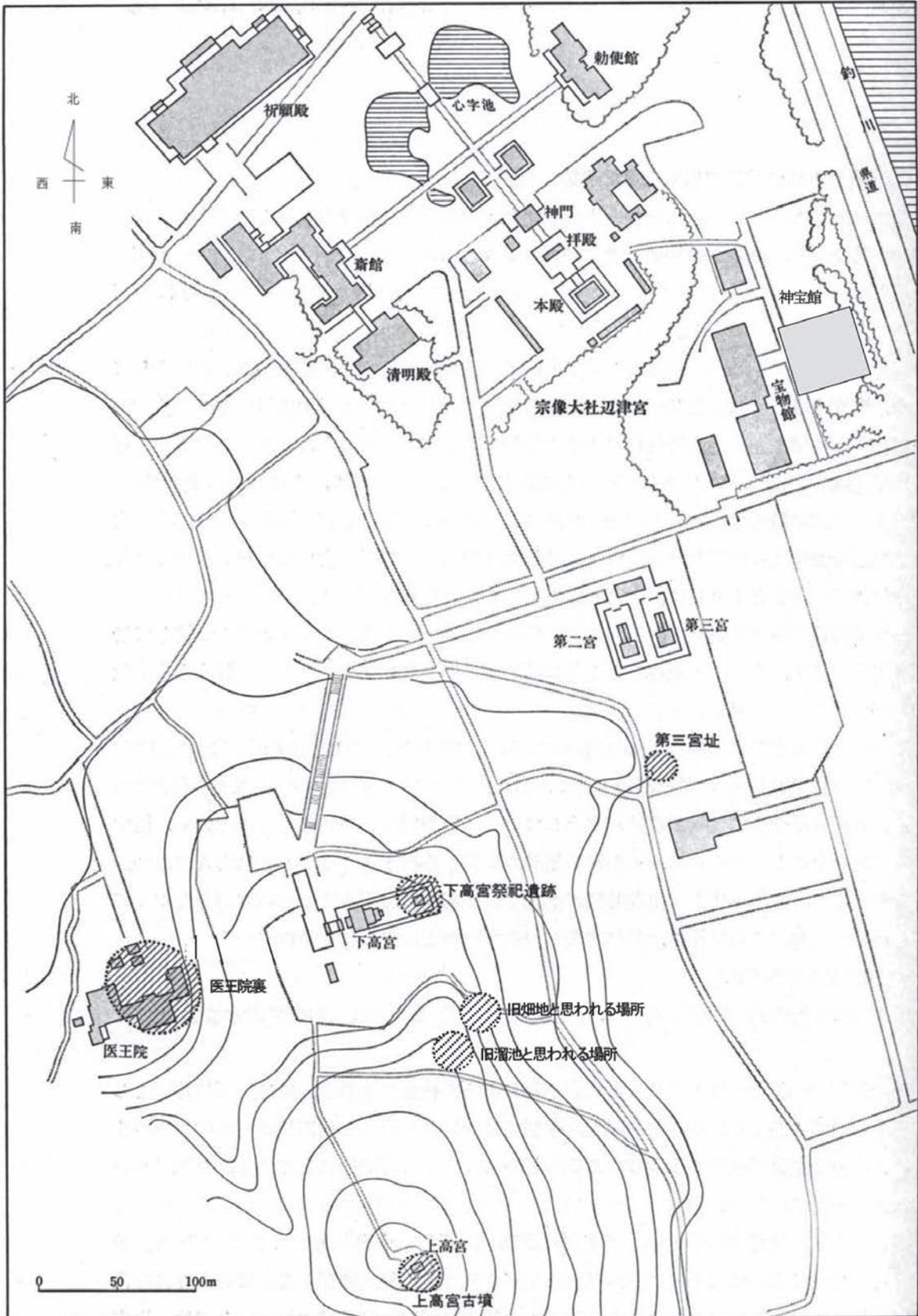
ア短甲【第2図―16】は五世紀頃の鉄製短甲を模した完形品。全体に丁寧な研磨が施されているが、前胴には削りによる微細なさざ波状の痕跡が観察できる。脇下は棒状の研磨具で円錐形に削り出しており、押付板部分にまで研磨痕が残る。高さ八・八cm、押付板幅七・〇cm、括れ部幅四・八cm、括れ部厚さ三・一cm、胸部厚さ三・八cm、裾部幅五・一cm、裾部厚さ三・五cm。類例は、祭祀遺跡では韓国竹幕洞祭祀遺跡、古墳出土品では栃木県雷電山古墳のみとされる。須恵器の横瓶ミニチュア品【第2図―17】はほぼ完形品で体部は扁平、平底で後円部は直状に外傾して大きく開き、端部を丸く収める。口縁部外面には二条の甘い沈線が巡る。胴部外面下半と底部外面は軽い手持ちヘラ削りを施し、他は回転ヨコナデで仕上げる。胎土・焼成とも良好・堅緻である。口径五・五cm、器高八・〇cm、底径六・九cm、胴部最大径九・六cm、頸部径三・四cm。時期は六世紀後半に比定できる。

まとめ

高宮やその周辺で発見された宗像大社社外資料として、下高宮丘陵が畑地であった頃の溜池（第1図旧溜池）や下高宮周辺の畑地（第1図旧畑地）で採集した土師器、下高宮東の雑木林内で採集された器台と甕などを花田勝広氏が紹介している。花田氏は、溜池や下高宮周辺の畑地の土器は布留式最古段階、雑木林のものは八世代の祭祀品と見立て、上高宮の古墳を含めた下高宮周辺をとりまく遺跡は、下高宮土器出土地↓上高宮の古墳↓中殿山祭場↓下高宮・医王院の順で推移し、五世紀の中殿山の祭祀から八世

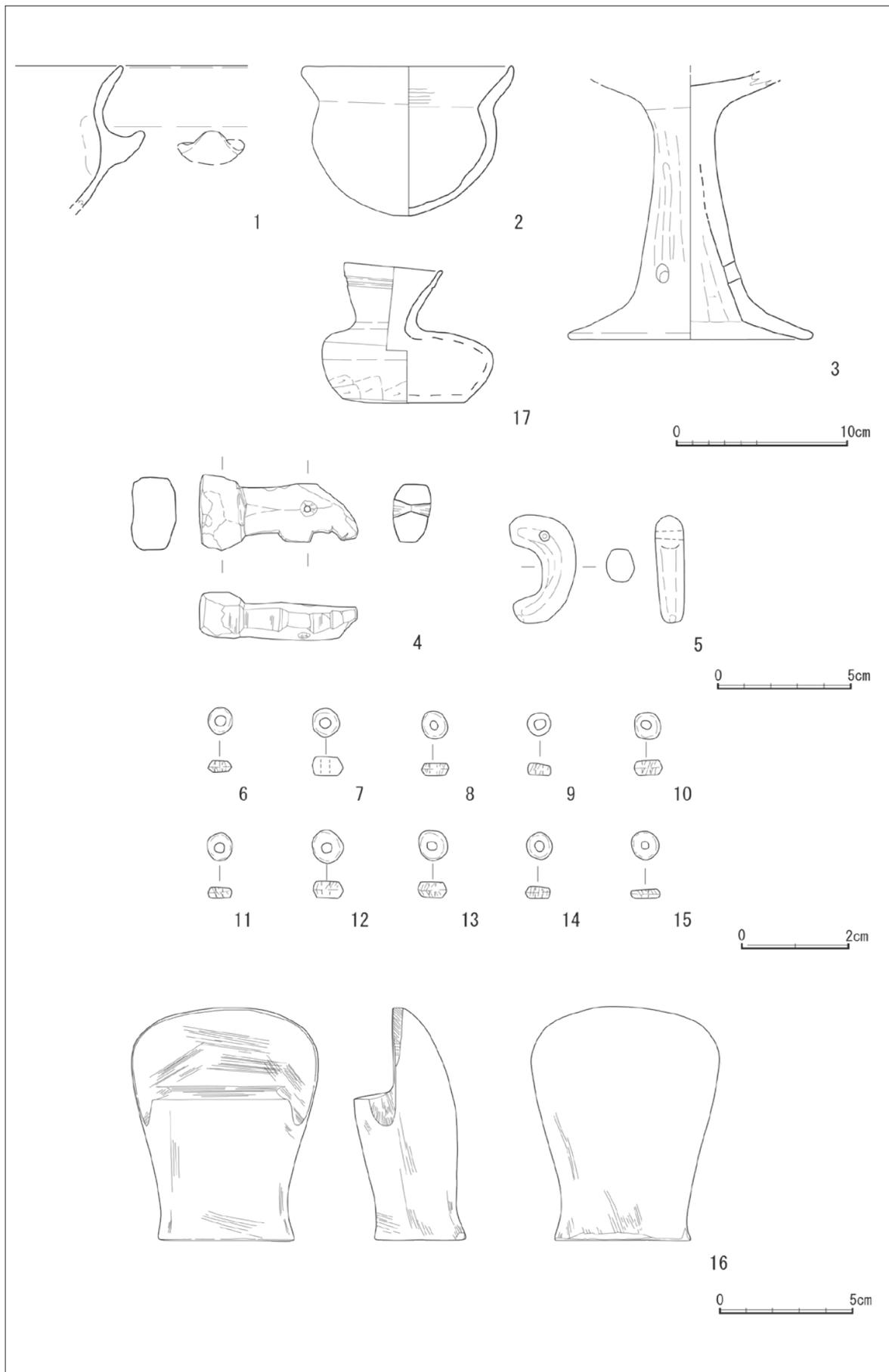
紀の下高宮周辺での祭祀まで連続で行われたと指摘する（花田二〇二二、四六―五一頁）。一方、小田富士雄氏は伝沖ノ島四号遺跡出土の壺（『沖ノ島』第九三―三）や大島中津宮境内貝塚出土土器（『宗像沖ノ島』FIG. 一五一―五）などの古式土師器の存在から、沖ノ島の国家祭祀の開始以前に、沖ノ島、大島、下高宮で土器を主体とした当時の在地首長（宗像氏の始祖クラス）による在地型の航海神祭祀を想定している（小田二〇二一、四九―五一頁）。

このような下高宮祭祀の先行研究で検討材料となった資料は、『宗像神社史』『沖ノ島』などの宗像大社刊行学術書で報告された出土品・採集品や、個人論考で紹介された採集品などで、数が乏しく、来歴や所在などの信憑性に疑問があるものも一部含まれ、実態解明を困難にしてきた。特に、沖ノ島国家祭祀開始前の時期（古墳時代前期）と古墳時代後期の資料は手薄で、学術的に取り扱えるものがほとんどなかった。今回、新出資料を提示したことで、考証の際に検討不十分であった部分を補い、研究を一層進展させる可能性がみえてきた。本稿で未報告資料として紹介した品のうち、上殿出土の土師器、辺津宮境内出土の古い時代の特徴をもつ滑石製白玉、第三宮址付近出土品などは、沖ノ島、大島、下高宮、三か所での祭祀行為が国家祭祀以前に求められ、三か所での祭祀が八世紀まで継続した可能性をさらに高めるものといつてよい。在地首長による在地の土器を用いる祭祀からヤマト王権による国家祭祀への展開の解明が今後の課題となるだろう。このたび、個々の資料や祭祀そのものの検討が十分にできなかった。大島中津宮境内関係品の整理公開と合わせて改めて試みたい。最後に、



第1図 宗像大社辺津宮境内図

(旧溜池、旧畑地の位置は小田2012、50頁、第5図下高宮遺跡位置図をもとに図示)



第2図 遺物実測図 (1 ~ 3・17 (S=1/3)、4・5・16 (S=1/2)、6 ~ 15 (S=1/1))

本稿を執筆するにあたり、白木英敏氏に御尽力いただいた。篤く御礼申し上げます。

(宗像大社文化財管理局)

参考文献

小田富士雄「沖ノ島祭祀の再検討」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ、二〇一一年)

花田勝広「宗像地域の古墳群と沖ノ島祭祀の変遷」(第十五回九州前方後円墳研究会発表要旨・資料集『沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』同研究会、二〇一二年)
森下章司、重住真貴子、水野敏典「沖ノ島出土鏡の再検討」(『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』奈良県立橿原考古学研究所、二〇一〇年)

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査研究事業

二〇一七年度調査概要

はじめに

平成二十九年（二〇一七）七月九日「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、ポーランドのクラクフで開催された第四十一回世界遺産委員会において世界遺産への登録が決定した。

世界遺産登録にあたりユネスコに提出した推薦書のうち、資産の保存管理について定める包括的保存管理計画では、調査研究を以下のように位置付けている（「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画九十三頁）。

本資産の顕著な普遍的価値を確実に保護し、国内外に発信する上で継続的な学術調査、研究は必要不可欠である。本資産に関する情報は、発掘調査や文献史料などの学術調査に基づかななくてはならない。また、調査、研究の継続は、未解明の学術的課題を解決し、資産の価値を高めていくことに繋がる。本資産に関する調査、研究を継続しその成果を公開、活用により具現化していく。

これにもとづき平成二十八年度より宗像大社所蔵資料の調査研究が宗像大社、福岡県文化財保護課、同世界遺産登録推進室、同九州歴史資料館、宗像市郷土文化課、同世界遺産登録推進室によって進められている。また、新原・奴山古墳群についても平成二十九年度より九州歴史資料館と福津市文化財課により共同で調査が行われている。本稿では、平成二十九年度に行われたこれらの調査の概要について報告し、その成果についてはそれぞれまとまった段階で、本誌等で順次報告していく予定である。

なお、世界遺産委員会では、本遺産群の調査研究に関わる以下の勧告が決議されている。

h) 日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関連する文化的・祭祀の実践についての研究計画を継続・拡大させる
h) (4) (COM 8B.19)。

この勧告については、平成二十九年十月二十四日に設置された、福岡県・宗像市・福津市・宗像大社からなる「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産

群保存活用協議会において、次年度以降、順次取り組んで行く予定である。
(岡寺未幾・福岡県世界遺産登録推進室)

一、宗像大社にかかわる調査

宗像大社については、考古資料・文献史料・建造物関連史料などの宗像大社所蔵資料および世界遺産構成資産の経過観察に関わる調査を行っている。各調査に関わる関係者間の情報共有を目的とした協議は、左記の通り行った。なお、所蔵資料の概要と現況については前号(野木雄大「宗像大社所蔵資料 平成二十八年度調査概報」)を参照されたい。

第一回(平成二十九年四月二十四日)

- ・平成二十八年度の調査成果報告
- ・平成二十九年度の調査予定

第二回(平成二十九年九月二十七日)

- ・世界遺産委員会での審議報告
- ・調査状況報告

第三回(平成三十年三月二十二日)

- ・平成二十九年度調査成果報告

(一) 考古資料

考古資料の調査・整理作業は昨年から引き続き、宗像大社・宗像市郷土文化課を中心として、福岡県文化財保護課、同世界遺産登録推進室、同九

州歴史資料館、宗像市世界遺産登録推進室が関わっている。

詳細な遺物台帳の作成作業に入るため、今年度より九州大学考古学研究室に調査を委託して共同で作業を行っている。沖ノ島祭祀遺跡の三次にわたる発掘調査の報告書のうち、第一次調査の成果である『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』(宗像神社復興期成会編、吉川弘文館、一九五八年)に掲載されている土器、土製品資料から作業を進めている。平成二十九年十二月二十二日から平成三十年三月二十八日まで、一覧表作成、遺物照合、写真撮影などの作業を行った(写真一・二)。

(岡寺未幾)



写真一 調査の様子①



写真二 調査の様子②

(二) 文献史料

文献史料は平成二十八年度から継続して「宗像清文氏奉納文書」未整理

分の目録作成作業を行っている。平成二十八年度で書冊の目録化作業は終了したため、平成二十九年度からは書簡や公文書など一紙ものの目録化に取り掛かった。おおよその内容ごとにとまとめられているが、全体を整理した後で内容を精査し、再度分類を行う予定である。一紙ものは数が多く、平成三十年度も継続して整理作業を行う。

なお、平成二十九年度からは九州国立博物館アジア文化交流センターと協力して調査を行っている。

(野木雄大・福岡県文化財保護課)

(三) 宗像大社建造物関連史料

建造物関連史料には、営繕書類・絵図史料・棟札がある。これらを調査する目的は、(一) 宗像大社の建造物関連史料の全体把握、(二) 宗像神社境内社殿の変遷及び現存社殿の価値の明確化、(三) 今後の社殿修理及び境内整備の基礎資料として活用すること、である。今年度は、近世から昭和四十五年(一九七〇)までの宗像大社社殿造営関係の史料全三十五卷(文化財復興奉賛会及び昭和四十三年からの復興期成会事業を除く。近世史料は第一巻のみ)が存在する営繕書類について、福岡県世界遺産登録推進室が調査に着手している。来年度以降も継続して調査を行う。

(松本将一郎・福岡県世界遺産登録推進室)

(四) 経過観察

祭祀遺跡への環境圧力の有無など、沖ノ島の保全状況を調べるための現地

調査は、平成二十九年九月四・五日と十一月七・八日の延べ四日間、宗像市世界遺産登録推進室が主体となり、福岡県世界遺産登録推進室、同九州歴史資料館、宗像市郷土文化課のほか、鳥類については九州環境管理協会の岡部海都氏、植物については福岡県保健環境研究所の須田隆一氏、また岩石関係では福岡教育大学の黒木貴一氏の協力を得て行った(写真三・四)。

沖津宮遙拝所と宗像大社中津宮については、平成二十九年十二月十一日に、宗像市世界遺産登録推進室が建造物や祭祀遺跡の経過観察を行った。

宗像大社辺津宮は、平成二十九年十一月二十二日に宗像市世界遺産登録推進室が宗像・沖ノ島世界遺産市民の会の協力を得て、建造物の経過観察を行った。また、平成二十九年十二月十二日に宗像市世界遺産登録推進室が主体となり、祭祀遺跡を中心に経過観察を行った。

(岡崇・宗像市世界遺産登録推進室)



写真三 沖ノ島の経過観察の様子①



写真四 沖ノ島の経過観察の様子②

二、新原・奴山古墳群の調査

新原・奴山古墳群については、福岡県文化財保護課、同世界遺産登録推進室、同九州歴史資料館、福津市世界遺産登録推進室、同教育総務課（平成二十九年十月より文化財課に組織改編）で、調査計画の検討・見直しを行った。

平成三十・三十一年度に崩落防止の整備が予定されている十五号墳については、平成二十九年十二月から九州歴史資料館の調査支援を受けて、福津市文化財課が墳丘盛土および範囲確認等の調査を行っている。平成三十年度も、調査を継続して行う予定である。

（池ノ上宏・福津市文化財課）

本誌の既刊行分データは以下のホームページよりダウンロードできます。
<http://www.okinoshima-heritage.jp>

沖ノ島研究 第四号

平成30年3月発行

発行：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
(事務局：福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産登録推進室
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

4

CONTENTS

	Page
NISHITANI Tadashi On the origin of Shinto shrines based on the sacred island of Okinoshima	1
OHTAKA Hirokazu Voyages of Japanese envoys to the Tang dynasty and the transmission of the Okinoshima rituals in the seventh century	9
KOJIMA Atsushi The Munakata-no-Kimi clan from the perspective of the “decline of the keyhole tumulus”	19
NOGI Yuudai The development of the worship of the Three Goddesses of Munakata in the Middle Ages	41
FUKUSHIMA Makiko Introduction of the ritual artifacts discovered in Shimotakamiya and other sites within the compound of Hetsu-miya, Munakata Taisha	53
Summary report of investigation on the “Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region” in the fiscal year 2017	59

2018

World Heritage Promotion Committee of
“Okinoshima Island and Related Sites in the Munakata Region”